

始



物物

物物

王

物力

健雄

國

堂

生 叢

昭和八年初冬

物持五

長合組の代歴



黒田徹次氏



西村豊藏氏



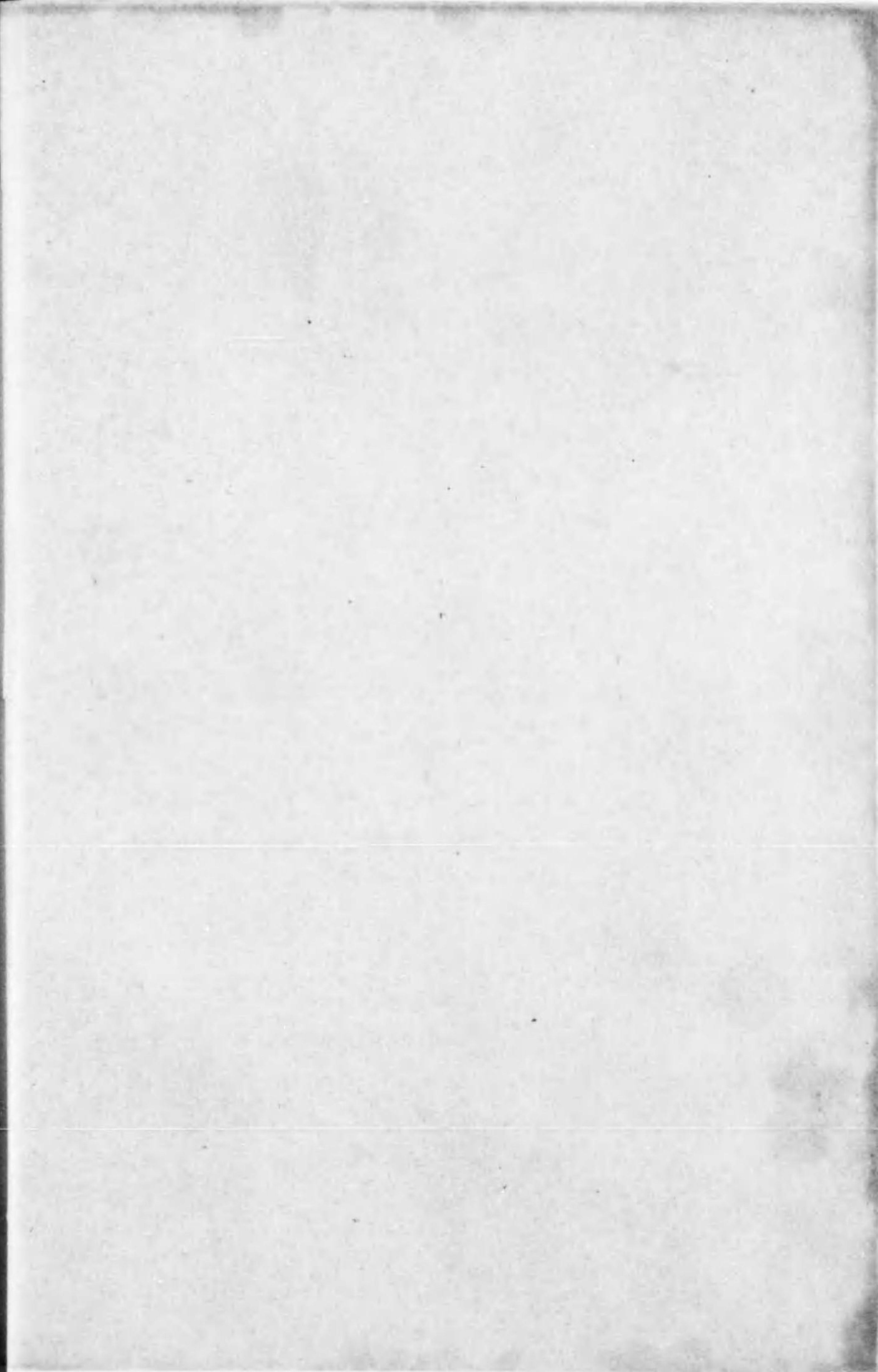
近藤一氏



羽間圓次郎氏



市村兵次郎氏

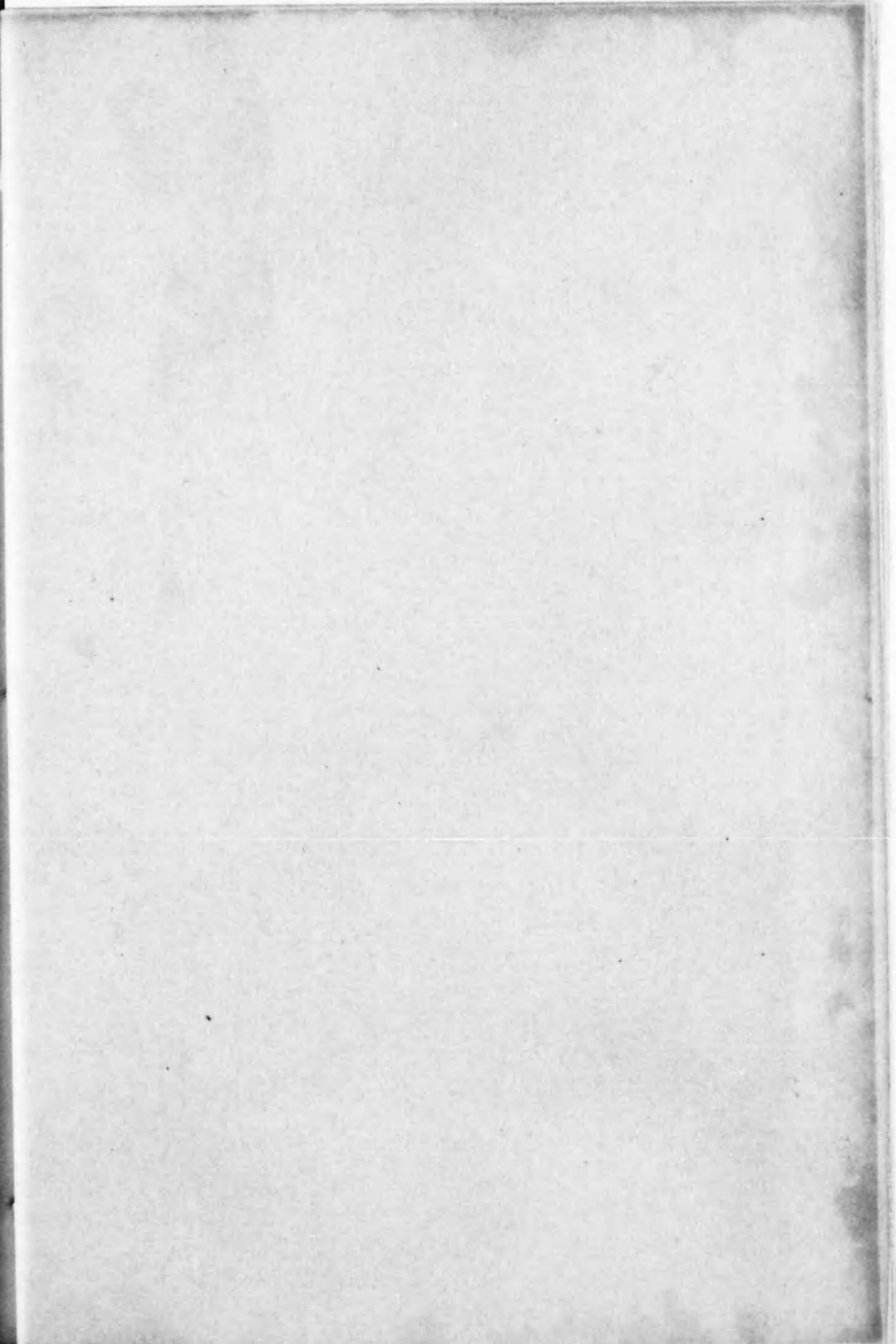


第一區(大仁)評議員



前列右ヨリ 二川俊正氏、小崎永次郎氏、市村兵次郎氏

後列右ヨリ 尾形繁造氏、土居駒吉氏、北川好藏氏、三宅虎雄氏
濱田國松氏、長尾興三郎氏



員議評(江浦北)區二第



前列右ヨリ 増田佐吉氏、馬淵吾二氏、成井卯三郎氏
伊東重雄氏(顧問)
後列右ヨリ 土崎正義氏、森田猪助氏

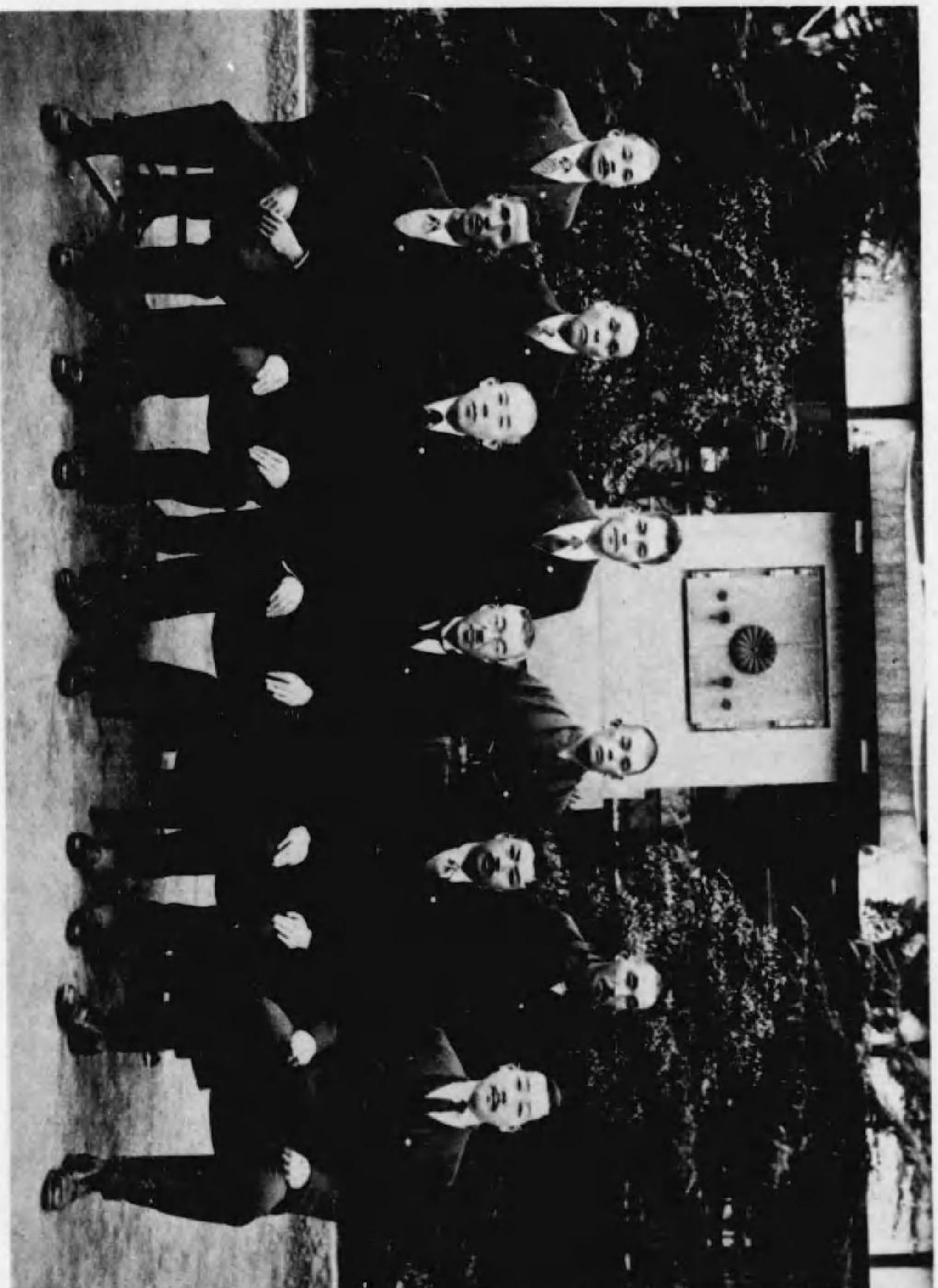
缺席者
上田信右衛門氏、桂本久次郎氏、小西貞二氏

第三區(江浦南)評議員



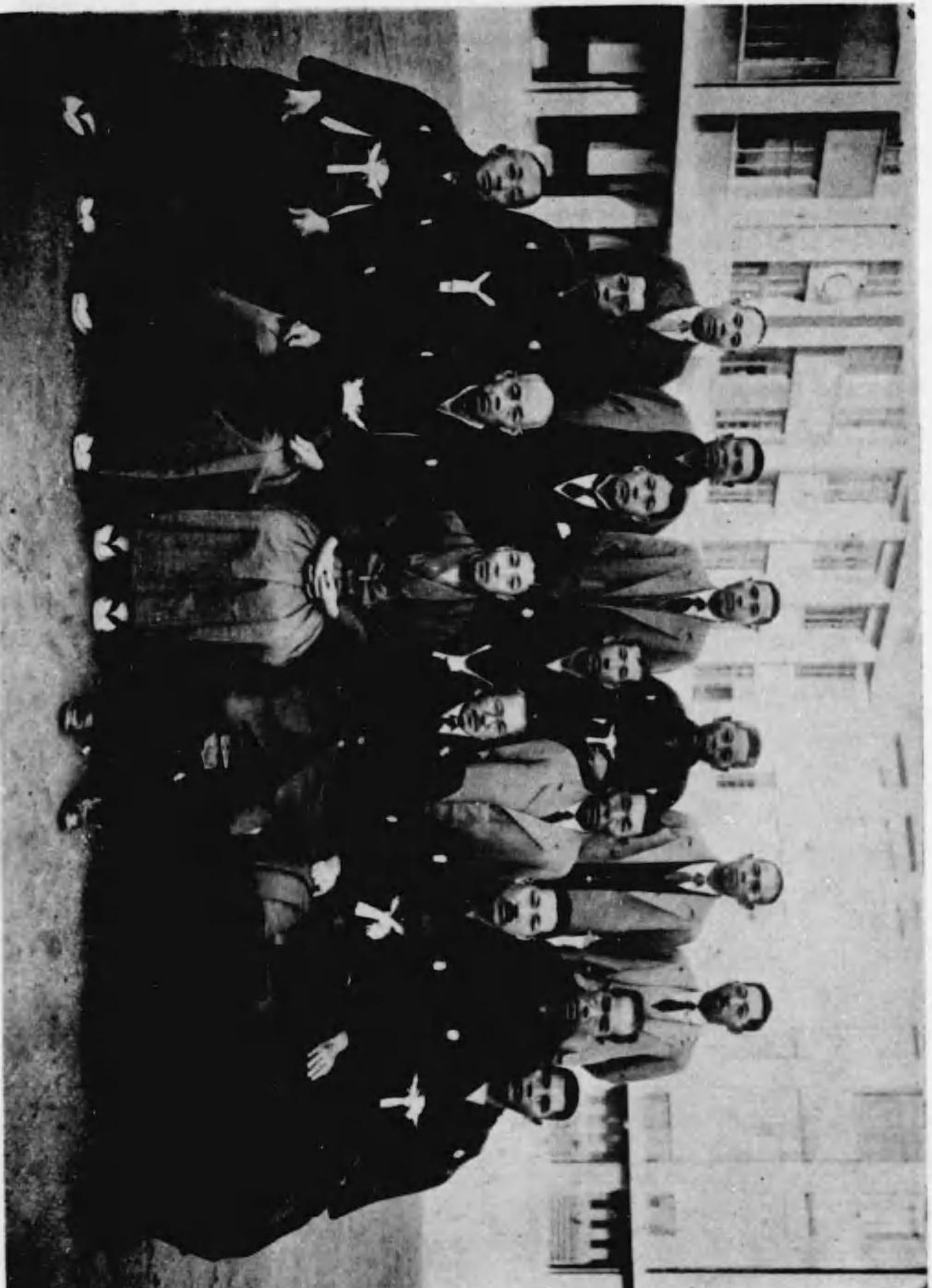
前列右ヨリ
梅本嘉市郎氏、中尾長次郎氏、箱原孫太郎氏
土生鎮雄氏、藤野早苗氏(顧問)
米田政太郎氏、太田政一氏、谷山善重郎氏
後列右ヨリ
吉崎延二氏

第四區(江老海)評議員



前列右ヨリ 卷野止男氏、梶藤三郎氏(顧問醫)羽田圓次郎氏
三浦勝次郎氏、兒子岩吉氏
後列右ヨリ 西村万助氏、櫻谷安太郎氏、小池季弘氏
護邦文次氏、中村市太郎氏

第一區(大仁)衛生委員



前列右ヨリ 片岡竹治氏、坂田兵治氏、吉田喜一氏、北垣敏治氏
 前中久吉氏、北村市松氏
 中列右ヨリ 竹谷嘉七氏、藤井武信氏、高津應藏氏、齋藤伴藏氏
 杉本四郎氏
 後列右ヨリ 今岡周之助氏、小川虎高氏、加藤巳之吉氏
 松澤龜太郎氏、外山清次郎氏、中川英二氏

缺席者 邑上順一氏、池側安次郎氏、富田安次郎氏、富谷久満吉氏
 奥田儀二郎氏、辰巳葵太郎氏、中井安治郎氏、長盛一正氏
 銀形専太郎氏、杉本正太氏

第 二 區 (北浦江) 衛生委員



前列右ヨリ
 松倉吉太郎氏、巽豐次郎氏、伊藤得次郎氏、河野實氏
 山本卯三郎氏、森川直次郎氏、福原辰之助氏
 三宅猪太郎氏
 中列右ヨリ
 小野國太郎氏、辻村健治郎氏、伊藤鶴氏、松林國一氏
 田中徳松氏、松井隆三氏、新道敏治氏、前田喜三郎氏

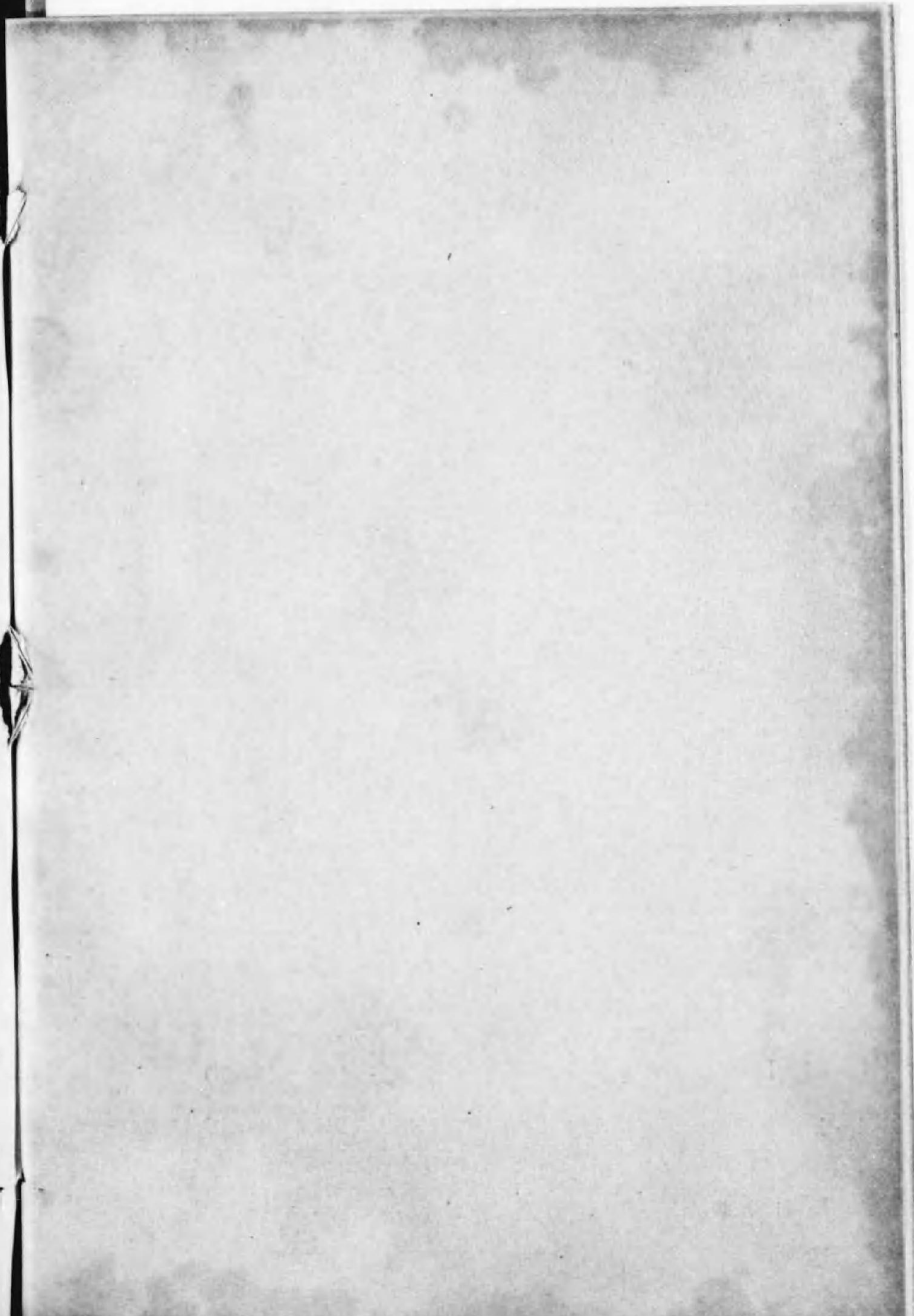
後列右ヨリ
 新形寛二氏、奥橋四郎氏、加藤義光氏、山崎仙太郎氏
 十河宇市氏、藤本長三郎氏
 缺席者
 岩田新次郎氏、河瀬寅之助氏、津田信盛氏
 平木忠次郎氏、森山孝三郎氏

前列右ヨリ 坂原恒太郎氏、上野桑太郎氏、友田熊造氏、内海寅二郎氏
 梶田善七氏、江見登一氏、杉江梅藏氏
 後列右ヨリ 麻田清藏氏、桑原泰藏氏、飯田永造氏、別當善平氏
 岡田巳之助氏



第三區(江浦南)衛生委員

缺 席 者
 西垣德藏氏、吉田安吉氏、田中宇三郎氏、田中庄吉氏、中島辰次郎
 向井寅藏氏、内田元作氏、保田宗兵衛氏、増田作太郎氏
 櫻井佐一氏、木村義三氏、北村太一氏、宮本右松氏



第四區(海老江)衛生委員



前列右ヨリ 増田泰作氏、水野太吉氏、武田一太郎氏、赤木禎次郎氏
市川金一郎氏
中列右ヨリ 小松熊一氏、前田徳太郎氏、西本鹿藏氏、佐々木正行氏
押鐘傳藏氏、橋本巳之助氏、八木辰藏氏、平岡文五郎氏
近藤慶介氏、奥田政孝氏、岩田兼吉氏

缺席者

服部磯夫氏、連水純吉氏、淡河龜之助氏、辻原安次郎氏
中野兵藏氏、中島幸次郎氏、山中利三郎氏、山上俊松氏
今西捷次郎氏、光造初一氏、三谷省二氏



衛生組合事務所記念撮影



前列右ヨリ 曾我友彦氏、半田辰藏氏、稻原孫太郎氏、羽間圓次郎氏
馬淵吉一氏、長尾興三郎氏、伊藤百太郎氏
後列右ヨリ 藤井五男也氏、北村松之助氏、篠田吉雄氏、齋藤寅男氏
藤井忠次氏

は し が き

本鷺洲衛生組合二十年史は、本組合改稱前の鷺洲町衛生組合が、大正三年九月十三日認可されたるに顧みて、其の創立二十年の記念事業の一として、昭和八年九月十八日、評議員會の決議に基き編纂上梓するに至つたものである。

斯く二十年史とは言へ、初期及中期の記録として見る可き資料に頗る薄弱で編輯に至大の不便を感じ、一面後期の沿革に就いてのみ細大是れを輯録する事は、餘りに浩漭になる憂ひあり、殊に紙數に限りあり單に其の概要に留むるの不本意の記録たるを免れない。本組合が二十年の間駸々として膨脹を來し、大阪府下第四位、組合員一万四千餘と言ふ程に見る迄大なる組合にして其諸事業に就いても、唯に其の外廓を誌たるに過ぎない。

然し此の二十星霜の記録が後日有力なる史料の一となつて、更に體をなし編輯さるゝの事あらば幸甚とする處で、此點に關し諸考の諒承を乞ふ次第である。

歳末且つ衛生評議員選舉の匆忙の間に物したる事とて、或は誤つて省かれたるもの多かるべく、割愛せるもの亦尠からず、其の取捨宜しきを得ざりし事を深く憾みとす。

終りに大阪府知事、大阪市長、大阪府衛生課長、大阪市保健部長諸賢の序、題字を辱し謹んで感謝す。
 尙相關聯して本組合と關係深き井坂市會議員、市村府會議員、羽間組長、二川編纂委員長の勞を多とす。
 昭和八年十二月

編纂委員 (いろは順)

第一區 (大 仁)

(實行委員) 市村兵次郎

濱田國松

土居駒吉

小崎永次郎

尾形繁造

長尾興三郎

(實行委員長)

二川俊正

北川好藏

第二區 (北浦江)

柱本久次郎

土崎正義

成井卯三郎

(實行委員) 上田信右衛門

馬淵吾一

(實行委員) 増田佐吉

小西貞一

森田猪助

三宅 虎雄

第三區 (南浦江)

稻原孫太郎

土生 鎮雄

(實行委員) 太田 政一

吉崎 延一

米田政太郎

(實行委員) 谷山善重郎

中尾長次郎

梅本嘉市郎

第四區 (海老江)

羽間圓次郎

兒子 岩吉

藁谷安太郎

中村市太郎

(實行委員) 卷野 止男

三浦藤次郎

獲邦 文次

西村 万助

小池 季弘

目次

第一 沿革篇

沿革の概要

鷺洲衛生組合町別戸口……本組合員調査表……衛生組合の組織

大正三年

衛生組合規則拔萃……衛生組合規約取扱手續拔萃……鷺洲町衛生組合規約……協定事項……初期役員名……初會評議員會議決議事項……通告書……始めて組合費を増加す……組合規約改正事項……第二次役員名

大正七年

第三次組合費増額す

大正九年……………一七

衛生組合費徴収に關する規程：鷺洲衛生組合會計及徴收事務に關する規程
鷺洲衛生組合下水掃除作業に關する規程

大正十年……………一三三

第三次役員當選者

大正十一、十二年……………一三六

大正十三年……………一三七

目的及事業：名稱及事務所：組合の權利義務：評議員會：會計：附則

大正十四年……………一三七

基本金寄贈書：第四次當選各役員名

大正十五年、昭和二年……………一四一

昭和三年……………一四六

昭和四年……………一五〇

鷺洲衛生組合約改正案：第一章總則：第二章目的及事業：第三章組合員權利義務：第四章役員及其權限：第五章選舉區及選舉：第六章評議員會：第七章會計：第八章違約處分：附則：建議案：第四次役員名

昭和五年……………一七六

鷺洲衛生組合評議員會議事細則

昭和六年……………一九二

退職並に死亡給與金支給規程：鷺洲衛生組合役員賞費辨償支給規程

昭和七年……………一九八

昭和八年……………一〇六

決議書

第二事業篇

種痘の勵行	二
昭和三及同七年五月種痘無料施行成績	
清潔方法施行	八
乳劑の無料配布	一一
蠅捕奨勵	一三
昭和六年六月施行の懸賞蠅捕成績	
昭和七年六月施行懸賞蠅捕成績	
成績表	
塵芥箱塗替實施	一九
汚泥船の使用	二四
市保健部浚渫夫詰所常置す	

街路空地の特別作業	二六
傳染病豫防撲滅に努む	二六

ベスト捕鼠方勵行：赤痢の豫防宣傳：チブス豫防注射勵行：デフテリア患者發生す：コレラの蔓延防止：發生時に豫防宣傳に努む：豫防注射劑を渡す：疫病に對する諸注意：猖紅熱患者増加す：狂犬病豫防：結核豫防に努む：講演活動寫眞會：始めの衛生デーに際して：同宣傳會成績：衛生宣傳路傍演説：『守れ衛生、舉つて健康』：衛生宣傳標語懸賞募集：鷺洲衛生組合管内小學校兒童衛生宣傳標語懸賞募集：應募：衛生宣傳標語：兒童作成衛生宣傳標語當選順位：市の溝渠浚に就て：組合管内下水排水狀況：下水道第一期事業：下水道會所敷及延長管内：番地入地圖作成：道路撤水用給水に努む：厩舎消毒を實行す：空家調査を行ふ：方面委員と連絡を執る：従業員の服裝を統一す：御大典に際し衛生注意書を配布す：奉迎に格段の努力を傾注す

第一 沿革篇



附 錄

昭和二年施設事業其他調：昭和三年施設事業其他調・昭和六年施設事業其他調
昭和七年施設事業其他調：昭和八年事業概要：大仁各町別組合員數：北浦江各
町別組合員數：海老江各町別組合員數：南浦江各町別組合員數：本組合新舊役
員數調：鷺洲衛生組合掃除監督並に集金人及掃除人夫被服類給與規程：選舉區
別組合員數：鷺洲衛生組合事務員

沿革の概要

抑も、本鷺洲衛生組合の創始は序に述べた通り、大正三年九月十三日認可に基く鷺洲町衛生組合規約に據り、時の鷺洲町長豊田善次郎氏を始め、町當事者の努力に俟つて認可を得たるに端を發し創始されたものである。

即ち左記の通り明治三十年四月一日法律第三十六號傳染病豫防法に基く。

『第二十三條 地方長官は衛生組合を設け清潔方法消毒方其他傳染病の豫防救治に關し規約を規定せしめ之を履行せしむることを得』

市町村は其市町村内の衛生組合に於て傳染病豫防救治の爲支出する費用の全部又は一部を補助することを得』

然し、設立當初は未だ其の規約の實行に移るを得ずして三ヶ年を過し、大正六年九月十一日始めて實行

期に移り、當時組合長西村豊藏氏より各小組長に宛て第一回衛生組長協議會を開催する旨通知を發し始めて具体化するに至つた。

斯くて、組合の事務は初代組合長として當時町長の西村豊藏氏が兼務し、副組合長として助役北村菊次郎、黒田徹次兩氏が規約により其の衝に當つた。

先づ組合區域を四分し、各部に二名宛、都合八名の評議員を置き、事務所を経費と便宜上役場内に設け人夫二名宛を各部に常置して毎日、溝渠の掃除を専らにした。

顧みて、此十六年前の組員は一等を家持とし、二等を借家人と大別し、前者には組合費を一ヶ月七錢、後者には同じく三錢宛をば徴集するに決して組合規約變更認可の申請をなしたものである。

當時の西成郡長は吉佳元策氏にして、直ちに二日を越へて大正六年九月十四日附を以て之を認可し、茲に三ヶ年間有名無實にして單に形骸に止めた組合が愈々實行機關として活動を始め、組合區域内の清潔状態を保ち一般公衆衛生に關す事業を助長すると共に、組合員の衛生思想の啓發に努むるに至つた。

大正六年十月一日を以て規約の實施となつて、別記通知書を全組合員各戸に配付し、其後規約改正に伴ふ役員の増加と組合費の増額は事業の發展と共に夫々認可を得て累加した。

大正九年六月、黒田徹次氏、西村組長の後を襲ひ就任し、組合會計及徴收事務に關する規程及下水掃除

作業に關する規定を設く。

大正十三年三月、組合規約に大改正を加へ項目を分ち、目的及事業、名稱及事務所、評議員會、會計、附則に致して認可を受く、當時の西成郡長は大津敏男氏である。

大正十四年三月三十一日、鷺洲町本組合區域が大阪市域に編入さるるに及んで改めて、組合名を鷺洲衛生組合と改む。其際本組合は過去久しきに亘り鷺洲町衛生事務の成績を助長せしめたるを以て、町會の議決により組合基本金として金七千圓の寄贈を受けたるは、本組合沿革誌上特筆大書すべき事項に屬するものである。

更に引續く規約改正と共に、組合財産中土地建物の移轉登記の件を評議員會に附し、同年五月八日市當局に交渉する處があつた。即ち組合所有不動産としては

◎土地之部 (地目) 田 (土地) 拾五歩 (用途) 組合事務所

◎建物之部 木造瓦葺二階建住宅拾五坪二合 (事務所) 同平家建六坪 (納家)

右は現在の西淀川區浦江本通二丁目七拾七番地在の組合事務所にして、大正十四年三月廿四日鷺洲町より町會の決議に基き寄附を受け所有權を取得したものである。

大正十四年十二月、役員任期滿了後の改選に伴ひ越へて大正十五年二月廿六日組長選舉に就いて近森麒

一氏當選す。

昭和三年七月十九日附、組合区域内の塚本町、海老江新家分離の件認可さる。其の理由は同地が明治三十八年新淀川改修と共に舊鷺洲町と分離され交通不便の地であり、大正三年當組合設立に際して、過つて組合區域として認可を受けたるも、實際有名無實で組合費の納付なく、同地に衛生組合の創立さるゝに及んで圓滿裡に分離斷行したものである。

昭和四年九月六日の評議員會にて規約改正の件を附議し、各項目を明瞭にす。同年十一月、大仁、北浦江分離の件を議題として評議員會に提出されたるも、役員任期満了の期近く、新議員により圓滿解決に努むる事として建議案に對して延期となる。

昭和四年十二月、評議員改選と共に組長に市村兵次郎氏推され、規約改正委員會を設置し、昭和五年二月十三日評議員會議議事細則の設置の件を可決す。其際第二區（北浦江）選出評議員より分離建議案の提出あり、第一區（大仁）選出評議員より時期尙早としての意見と單獨分離の合法的分離不可能の理由を以て建議案を撤回した。

此間組合旗は昭和二年調製せるが、役員徽章は同五年六月調製し、翌六年二月職員退職竝に死亡給與金支給規定を改正す。

昭和七年六月十一日、羽間圓次郎氏が市村組合長辭任の後を繼ぎ組合長に當選す。昭和七年十一月七日規約改正研究調査委員を擧げ、選舉區域、選舉方法其他に就き委員協議會、評議員會を續行し、一區三轄の小區域制とし單記無記名投票による計四拾八名の評議員を選擧する等相改め、卷末に附記せる通りの規約改正の認可を受く。最終評議員會に於いて分離問題の決議其他夫々に善處し今日に及ぶ。

當組合區域は昭和五年國勢調査に基くと人口六萬六千五百九十八名（内譯男三萬五千四百五十六名、女三萬一千四十二名）にして世帯數一萬五千七百三十七を算する次の通り町名戸口となる。

組合員は昭和八年十月末現在にて一萬二千五百五十七名に上り、大阪市衛生組合百五十餘中の第四位の大衛生組合と稱せられ、順調なる發展を續けつゝある處である。

鷺洲衛生組合町別戸口 (昭和五年國勢調査)

世帯	人口	
	男	女
大仁東一	三七五	一、七一一
大仁東二	二二二	九六五
總數	五〇九	七八九

浦江上三	二九二	一、二九六	六七七	六一九
浦江本通一	三〇〇	一、四四一	八二四	六一七
浦江本通二	六一八	二、八四九	一、五六九	一、二八〇
浦江中一	四七三	一、八六二	一、〇一〇	八五二
同	一九二	九五五	五四〇	四一五
川上町	一九八	七三六	四〇〇	三三六
海老江上一	二七三	一、二一三	六五〇	五六三
同	一、一三〇	四、七七六	二、五四二	二、二三四
同	一、〇〇四	四、二七三	二、一七五	二、〇九八
同	一五二	七二一	三九五	三二六
海老江中一	五四九	二、四〇九	一、三〇一	一、一〇八
同	二四一	一、〇九九	五七一	五二八
同	四四四	一、九一七	一、〇二三	八九四
海老江下一	五〇〇	二、〇六四	一、一五一	九一三

大仁本町一	四五四	二、〇〇〇	一、〇八六	九一四
同	五五七	二、四五〇	一、三二五	一、一二五
同	三八七	一、八一四	九九四	八二〇
大仁元町一	四二二	一、七八九	九四二	八四七
同	四六一	一、八七八	一、〇三一	八四七
大仁西一	三五二	一、五五三	八八五	六六八
大仁西二	一	二	二	
浦江北一	一、〇五二	四、五五二	二、四七一	二、〇八一
同	一、二五八	五、二八〇	二、八四五	二、四三五
同	五一七	二、一九〇	一、一八五	一、〇〇五
同	五三	二七二	一五一	一一一
同	七九	三九七	二三六	一六一
浦江上一	六三六	二、六三二	一、三九六	一、二三六
同	六八一	二、八四二	一、五〇一	一、三四一

同	二	一、〇三五	四、二四九	二、三三二	一、九二七
同	三	九七	四〇二	二一九	一八三
海老江新町		一三	五六	三〇	二六
計		一五、七三七	六六、五九八	三五、四五六	三一、一四二

本組合員調査表 (毎年十月末現在)

年次	實戸數	空家	組合員數
大正十四年	一一、〇六七	一、四七八	一〇、五八九
昭和元年	一一、四二〇	一、二四九	一一、一七一
同 二年	一一、八二七	一、四八三	一一、三四四
同 三年	一一、九九〇	一、四三〇	一一、五六〇
同 四年	一一、二八九	一、三一六	一一、九七三
同 五年	一一、四四六	一、四三四	一一、〇一一
同 六年	一一、三八九	一、二〇三	一一、一八六

同	七年	一三、七二一	一、二〇九	一一、五〇二
同	八年	一三、七五三	一、一九六	一一、五五七

衛生組合の組織

衛生組合は、全国的には全国各市聯合衛生組合及之に準すべき團體を以て『全國都市衛生組合聯合會』を組織し、大阪市に於いては事務所を大阪市廳に置く『大阪市衛生組合聯合會』あり。更に西淀川區に於いては次表の通り區内各衛生組合を以て『大阪市西淀川區衛生組合聯合會』を組織し、本組合は夫々加盟し、相提携して衛生事業發展のため力を専らにす。

西淀川區衛生組合聯合會 (昭和八年三月末現在)

組合名	全戸數	組合名	全戸數
鷺洲	一四、四三〇	高見	一、九四八
傳法	一、八八二	大和田	三、〇四一
佃蒲島	一、四一一	大野百島	四六七
福川北	六三三		四三三

野里御幣島	一、四七〇	姫島	二、一九二
加島	五二八	北島	一、七四三
計	三〇、一七六		

大正三年

本鷺洲衛生組合の前身、鷺洲町衛生組合は、左記大阪府令に基く衛生組合規則により尙訓令、衛生組合規約取扱手續に照し、大正三年九月十三日始めて設立認可を得たものである。

衛生組合規則抜萃

(明治三十八年一月大阪府令第七號)

- 第一條 市町村内に住居する者は本則の規定に従ひ衛生組合を設置すべし
- 第二條 衛生組合の區域は郡市長之れを指定す
- 第三條 組合は規約を設け市は市長、町村は郡長の認可を受くべし之れを變更せむとするとき亦同じ
- 第九條 組合規約には左の事項を規定すべし
 - 一、清潔法施行の回数及其の日時

- 二、平時並傳染病流行の時に於ける各自の豫防衛生に關する事項及其の事項を組合一般に周知せしむる方法
- 三、傳染病又は其疑はしき患者ある場合に於ける互報手續及其患者をして速に醫師の診察治療を受けしむる方法
- 四、種痘の普及を圖る方法
- 五、役員選舉の方法其任期
- 六、組合費賦課徴收の方法
- 七、違約者處分の方法

衛生組合同規約取扱手續拔萃

(明治三十八年一月大阪府訓令第一號)

- 第一條 郡市町村長及區長は各衛生組合を誘掖指導し兼て其の實行を督勵すべし
- 第五條 規約中には規則第九條に依るの外尙左の各號の事項を規定せしむべし
- 一、雨水又は汚水等の停留する凹所又は低地に對し相當の排除方法を設くること

- 二、塵芥等を投棄する處ある空地に對しては其周圍に相當の圍障を設くること
- 即ち認可された本鷺洲町衛生組合同規約を詳記すると次の通りである。

鷺洲町衛生組合同規約

- 一、本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し。
 - (イ) 個人の義務に屬する溝渠、其他不潔なる場所を清潔ならしむること。
 - (ロ) 飲料水質の良否に注意し、不良なるものに對しては適當なる方法を講ずること。
 - (ハ) 種痘を奨勵し、未済者に對し其接種を勸誘すること。
 - (ニ) 衛生講話會の開催、其他衛生思想を促進する方法を講ずること。
 - (ホ) 必要なる法令の發布、並に改廢、及當該官廳の法令通牒等を組合員に周知せしむること。
 - (ヘ) 組合部内の清潔状態に留意し、傳染病流行の兆ある時は、直ちに之れが豫防並に攝生上の注意事項を組合員に警告すること。
 - (ト) 傳染病發見、並に届出を迅速ならしむる爲め、自衛上適當なる措置を講ずること。
 - (チ) 傳染病發生に際し、其筋より消毒又は清潔法、其他豫防上必要なる事項施行の場合は、相當便

宜を與ふること。

- (リ) 組合平時の事業として、毎日順次溝渠其他、個人の義務に屬する不潔なる場所を掃除し、前各號の目的を達するに必要な方法を講ずること。
- (ヌ) 本組合區域内に現住する組合員各自より、組合事業に要する經費を徴收すること。
- (ル) 組合費の收支決算は、毎年四月中既往一ヶ年分を各終了し、之れを行政官廳に報告するものとす。

- (ヲ) 本組合規約に違背したる組合員に對しては、五圓以下の過怠金を科することあるべし。
- (ワ) 本組合に左の役員を設く、但役員任期は滿二ヶ年とす。

組	長	一	名	副	組	長	二	名
評	議	員	八	名	小	組	長	六十名以内

二、本組合員の各戸に於て左の事項を實行すること。

- (イ) 朝夕家屋の内外を掃除し、特に井戸、水栓の周圍、走り元、溝渠、芥溜、便所、其他濕潤なる場所を清潔ならしむること。
- (ロ) 塵芥は必ず一定且完全なる容器に收め荷も道路、路傍、井路、空地等へ投棄せざること。

- (ハ) 町内に排水路を設け雨水又は汚水の流通を圖ること。
 - (ニ) 不斷鼠族の驅除を勵行し、飲食物は必ず鼠不入に收藏すると共に、鼠族の餌料となるべきものを散逸せしめざること。
 - (ホ) 平素不良の井水を飲料とせざるは勿論、傳染病流行の時は、總て食物は一旦煮沸したるものを用ふること。
 - (ヘ) 傳染病流行時に際し、各戸相互間に飲食物の贈答を爲さざると共に、腐敗に傾きたるもの、又は未熟の果物等、傳染病の誘引となるべき飲食物を用ひざること。
 - (ト) 傳染病發生の患家、又は病名不審の死者ありたる家には、可成往復を避くること。
 - (チ) 平時と傳染病發生時とを問はず、組合の規約に依る事項の通告を受けたる時は、各自實行すること。
 - (リ) 組合員は、組合の經費を負擔し、所定の期間内に出勤すること。
 - (ヌ) 組合員は組長の許可を得て、組合の帳簿閱覽又は其の説明を求むることを得。
 - (ル) 組合に關する事項は、便宜最寄役員に申出あるべし。
- 當時、鷺洲町長は豊田善次郎氏にして、斯く本組合の目的とする諸般の事業を具体的に明らかにし、是

に據り何時たりとも實施の運びとなり得るやう基礎作つたものである。日常の事業として溝渠其他不潔の場所を清淨し、飲料水、捕鼠、種痘に留意し、傳染病に關しては豫防と自衛の途をはかり、衛生思想を促進する上に衛生講話會開催其他適當なる方法を講ずる事とした。更に規則の命ずる處により組合費の賦課徴收方法、役員選舉の方法、違約者處分の方法を簡單に設くる處があつた。

越つて大正六年九月十一日、時の鷺洲町長西村豐藏氏は衛生組長協議會を開き、右大正三年九月十三日認可の組合規約を活用すべしと種々協議を重ねたる結果、左記の事項を協定し夫々通知を發した。其の小組長宛の文書は次の通りである。

去る大正三年九月十三日認可に係る當町衛生組規約を活用するを目的とし、昨十一日開會各衛生組長協議會に於て、左記の事項協定により、之が實行の運びに相成べく候條御承知相成度此段及通知候也

大正六年九月十二日

各小組長宛

衛生組長 西村 豐藏

協 定 事 項

一、別紙の組合規約(規約略)を實際に適用する事。

二、當町を海老江、南浦江、北浦江、大仁の四部分つ事。

三、組長一名、副組長二名とし組長は町長、副組長は助役を以て充つる事。

四、評議員八名を置き、一部に二名宛を設くる事。評議員は小組長中より選舉する事。

五、衛生組合事務所は、經費の都合上當役場に設くる事。

六、組合書記は、役場吏員に兼務せしめ、別に集金人を採用する事。

七、各部に人夫二名宛を専屬せしめ、毎日溝渠掃除を専らにする事。

八、部内を適當の區域に割當、順次溝渠の掃除に努むるを以て、之が監視は各組長交代、受持部所の監視に任ぜらるゝ事。

九、實費徴收方法として、當町の民家を一等、二等に分ち、一等は家持、二等は借家人全部とし、一等は一ヶ月七錢、二等は參錢宛を徴收する事。

一〇、評議員は各組長の選舉により、左の通り當選確定せり。(別記)

一一、各小組長は従前の通り重任相成べき事。

初 期 役 員 名

◎組長 西村 豊藏
 ◎副組長 北村 菊次郎 黒田 徹次
 ◎評議員 (海老江) 菱谷 米藏 羽間 寅之助
 (南浦江) 辻 末造 宮本 石松
 (北浦江) 辻本 藤三郎 馬淵 善吉
 (大 仁) 西村 兵八 奥田 久吉

◎小組長
 柱本 鶴吉 原田 豊吉 橋本 米吉 橋本 芳松
 西岡 龜吉 戸田 徳太郎 大西 卯之助 大西 房吉
 笠谷 辰之助 川端 文吉 川崎 勘四郎 吉岡 龜吉
 吉本 磯吉 高野 金次 外野 豊藏 辻本 千代造
 辻原 清五郎 中西 庄吉 中村 己三郎 來田 卯三郎
 浦田 安吉 上田 光太郎 上田 善吉 黒田 長三郎
 黒田 富藏 山本 竹松 山本 七郎平 山本 安太郎

山本 薫一 八島 甚藏 馬淵 松之助 馬淵 卯之松
 馬淵 清次郎 小島 由松 小島 万次郎 小島 孝吉
 菰池 芳太郎 佐山 隆太郎 北村 松之助 北村 榮助
 北川 宗右衛門 瀬尾 與市 末廣 福松

斯く役場内に事務所を置き町長、助役が理事者として、四分された各区内から二名宛の評議員を小組長から選り諮問機関とした。實務上は等しく各區別に二名宛の常八夫を配置し毎日溝渠の掃除に當らしめた。尙組合費は實費徴収とあつて、家持を一等として一ヶ月七錢、借家人を二等として金三錢宛とし、集金人を特別に採用した。

引續いて初會の評議員會を同大正六年九月開會し、左記の事項を議決し、尙別記の通知書を全組合各戸に配布し、記念すべき實施期として『大正六年十月』を徹底せしむる事として該規約を完全に實行するに至つた。

初會評議員會議決事項

一、大正六年十月一日より、下水掃除實施の事。

- 二、實施に伴ふ諸備品を、便宜組長に於て購入の事。
- 三、設備に係る費用全部、組長に於て一特別途繰替支出し、實施後組合費徴收の内より適宜の方法により繰戻す事。
- 四、組合費徴收金出納は、當町収入役に、組合書記の事務は當町役場書記に囑託する事。但囑託手當は組長に於て適宜之を定む。
- 五、組合費徴收の爲めの集金人は、組長に於て適當者を採用する事。
- 六、組合書記の事務に係る處理方法は、組長に於て別に定むる事。
- 七、組合使役人夫給料は、實施の初月は、月末一回に支拂、實施二ヶ月後に於ては組合費收支の都合を以て、十五日、月末の二回に支拂ふ事。
- 八、作業人夫の監視は、評議員及小組長に一任する事。但組合書記をして時々部内を巡視せしむ。

通 告 書

當町部内は、近來各種の傳染病發生し、逐年増發の傾向あるを以て、當局は之れが豫防に始終努むると雖も、一面各自に於て常に相當自衛の方法を講ぜざれば、到底撲滅を期する不能殊に本年初秋に到り、

虎列刺病流行の兆あり、其れが爲め其筋より通牒の次第も有之、此際個人に於ける豫防策として、内部清潔を保持すると共に、各自の保健に努むるを目的とし、既に認可を得たる衛生組合規約を、愈々大正六年十月一日より實施可致候條、御承知相成度此段通告候也。

鷺洲町衛生組合事務所 (當町役場内)

各 位

右實施に付、左の標準により、毎月一回宛費用徴收の爲め、左記様式(様式は記略)領收證を持參、集金人を出頭せしめ候條其際はお金相成度候。

組合員の内、家屋所有者は一ヶ月金七錢、其他は一ヶ月金參錢、尙特殊の會社工場は別に金額を定む。

始めて組合費を増額す

愈々實施期を大正六年十月一日として、組合區域を四分し常人夫冬二名宛を配置し實務を勵行せしめたる處、漸出する多數の臨時掃除の求めに應じ得ない實狀を呈した。爲に此實際問題から第二回評議員會を開き、人夫の増員により更に事業の徹底を計る事と決し、其結果經費の捻出を組合費の増額による事として、越つて次の通知書を全組合員に配布し、實行前の規約を改め家持一等組合費七錢を十錢及七錢の二通

りとし、借家人二等組合費三錢を五錢と、各夫々一ヶ月分を増額の上、拂込方法を三ヶ月一期の出金方法（前納）と定むるに至つた。

當町衛生組合規約實施に付て、可成組合員各戸の實費負擔を出來得る丈け最小額にして、本組合を維持する方法を講究しつゝ専ら部内の溝渠掃除の區域を順次一周する豫定にして、掃除に努めて居ります。處が屢々各戸より臨時掃除の要求があります。斯云ふ場合に早速之れに應じて、皆さんに御満足を與へ度いのは本意でありますが、何分今の状態では據なく双方に不行届の箇所が出來ます次第であります。斯云ふ都合の無い様に、人夫を増員し、尙溝渠の掃除を丁寧な努め、部内の清潔を保ち、各自の保健に一意専心努力する積りで、此度役員會議で左の通り決議になりましたから、何卒皆さん御承知を願ひます。尙時節柄溝渠が滯溢して御困りの時は、御遠慮なく左の所へ申出下さい。

左 記

一、家屋所有者一ヶ月七錢の分、十錢の分、其他五錢

但一年分を四期に分ち毎期三ヶ月一纏め必ず前納相成度此度集金人參らば十、十一、十二月の三月分御出金下され度特に申添候

大正六年十一月

鷺洲町衛生組合事務所評議員 氏 名

引續いて役員改選期を一ヶ月後に控へた同年十一月十三日、評議員會を開き、益々事業の發展に伴ふ諸問機關としての評議員會の充實を計る可しとの説から、一區三名宛選出の評議員數を一名増員し四名宛、都合十六名とし會計年度の變更と共に次の通り改正した。

組 合 規 約 改 正 事 項

第五條第三號 評議員『九名以内』を『十六名以内』とす。

第三十條 『組合費の收支決算は毎年十一月に、既往の半ヶ年分を結了し、且毎年四月中に既往一ヶ年分を結了し、之を前記各行政官廳及組合員に報告するものとす。』を『組合費の收支決算は毎年四月中に既往一ヶ年分を結了し、之を前記各行政官廳に報告し、且組合區域内に告示するものとす。』に改正す。

大正六年十二月六日、右規約改正に據る第二回役員選舉として評議員選舉を舉行し左の通り、正副組長、會計、小組長とも當選す。

第二次役員名

◎組長 西村豊藏 ◎副組長 黒田徹次 ◎會計 羽間圓次郎

◎評議員

(大仁)

上田善吉 奥田久吉 菰池芳太郎 黒田長三郎

(北浦江)

馬淵善吉 八島甚藏 辻本藤三郎 山本七郎平

(南浦江)

辻末造 北村榮助 宮本石松 田中常次郎

(海老江)

羽間寅之助 羽間重右衛門 末廣福松 道之前 鶴之助

◎小組長

(大仁)

中西庄吉 大西房吉 中村巳三郎 北川宗右衛門

(北浦江)

原田豊吉 上田光太郎 笠谷辰之助 黒田富藏

(南浦江)

山本安太郎 佐山隆太郎 川端文吉 瀬尾與市

(海老江)

辻本千代造 馬淵清次郎 馬淵松之助 馬淵祐繼

(新家)

吉本磯吉 馬淵清次郎 馬淵松之助 馬淵祐繼

平木忠次郎 馬淵卯之松 山本竹松 吉本勝次郎

柱本鶴吉

(南浦江)

小島由松 高野金次 北村松之助 小島万次郎

戸田德太郎 小島孝吉 川崎勘四郎 山本薫一

中西熊藏

(海老江)

橋本由松 來田卯三郎 橋本米吉 吉岡龜吉

辻原清五郎 外野豊藏 西岡龜吉 西岡留吉

期 龜吉

(塚本)

中野万次郎 橋本直吉

(新家)

池永伊兵衛 池永七郎兵衛

大正七年

大正七年二月、掃除巡視任務を規定す。

- 一、各戸の汚物取捨を急速ならしむる事。
- 二、井路並に路傍に、汚物を投棄する者ある時は其者の住所氏名を聴取置、歸廳の上報告する事。
- 三、水栓に故障を生じ、少量の漏れをなすものある時は、水栓番號を水道課に報告する事。
- 四、從來路傍に汚物を捨てたる箇所、所々に有之、かくの如き箇所は、人夫に命じ取り捨てしめ、清潔を保持せしむる事。
- 五、路傍並に道路に等しき路次の傍に、板戸、古道具、車輛等を放置し、甚だ見苦しき體裁の箇所至る所に有之に付、之等は警察官と常に連絡を取り、取締の勵行を請ふ事。
- 六、衛生組合事業に係る、下水道掃除は、評議員、小組長等と連絡し、人夫を督勵し之が完全を期する事。

規約實施後一ヶ年を経過した本組合では事業成績甚しく良好で順調に伸展を続けつゝある今日、層一層の事業の擴張を計る可しとの意嚮で滿一ヶ年後の十一月十九日、評議員會を開き來年度即ち一月より組合費を徴收増額の件を決定した。

當時經濟界好況の結果、諸物價騰貴し、器具及消耗品費等も増支出を免れず、人夫賃も當初より六十錢の

割を以てしたるも、餘儀なき事情として八十錢の日給即ち二十錢増額を以て支給せる實狀である。従つて豫算關係からこの人夫賃を算出するに差額、一ヶ年七百二十圓の多額に上り、止むを得ざるものとして評議員會にて第三次組合費増額を次の通り決行した。

第三次組合費増額す

大正七年一月より、組合實費徴收増額の件

- 一、一ヶ月五錢の部を、三ヶ月にて貳拾錢になす事。
- 一、一ヶ月七錢の部を、三ヶ月にて參拾錢になす事。
- 一、一ヶ月拾錢の部を、三ヶ月にて五拾錢になす事。

大正九年

當年は諸規程を改む。先づ、三月に組合費増收規程を改め、三月及六月には第四次第五次の組合費増額

を行ひ同じく、七月より施行し、十二月には組合會計及徴收事務に關する規程を内規として確立し、更に同月下水掃除作業に關する規程を設定した。

この間、六月、西村組長の辭任に次いで第二代組合長として黒田徹次氏就任す。

衛生組合費徴收に關する規程

第一條 本組合規約第二十七條の組合費は左の納期別、及徴收期に據り、徴收するものとす。

一、納 期 別

- 第一期 自三月至六月 (三ヶ月分)
- 第二期 自七月至九月 (三ヶ月分)
- 第三期 自十月至十二月 (三ヶ月分)
- 第四期 自一月至三月 (三ヶ月分)

一、徴 收 期

前號の納期内に於て、各其の納期分を徴收す。但し納期内に徴收未了のものは納期後に於て之を徴收す。

第二條 組合費の徴收額は、組合員住家の等級に據り之を定む。其の區分左の如し。

- 一等、自己所有家屋に居住する者、一期分金參拾五錢。
 - 二等、道路に接続する借家に居住する者、一期分金貳拾五錢。
 - 三等、道路に接続せざる借家に居住する者、一期分金貳拾錢。
 - 四等、借家に居住し、特に下層の生計をなす者、一期分金拾五錢
- 等外、會社工場及大規模の營業所營業者、一期分金五拾錢以上とし、敷地其他の狀況に據り其額を定む。

附 則

第三條 本規程は大正九年四月一日より之を施行す。

大正九年六月二十八日、組合總會を開催し組合費改正す。

大正九年三月設定に係る組合費徴集規程の定額は、經濟の收支に伴はぬ理由に依る。同規程中改正すること次の通りである。

一等の『金參拾五錢』を四拾五錢

- 二等の『金貳拾五錢』を參拾五錢
- 三等の『金貳拾錢』を參拾錢
- 四等の『金拾五錢』を貳拾錢

鷺州町衛生組合會計及徵收事務に關する規程

第一條 本組合の會計及徵收事務處理の爲左の職員を置き組長之を任免す。

但場合に依り、本職員の事務を鷺洲町役場吏員に囑託することあるべし。

一、會計係 一名

本係は組合費に關する金錢、物品の出納及び保管、其他會計に係る一切の事務を取扱ふものとす。

二、會計書記 一名

本係は會計事務を補助し、歳入出内譯簿、及豫算並に決算等の事務に従事す。

三、徵收係 若干名

本係は組合費の徵收事務を處理し、及集金事務の監督に従事す。

四、集金人 二名

集金人は徵收係の指揮監督を受け、各家別に組合費の集金に従事す。

第二條 組合費の徵收及會計事務の爲、左の簿書類を備付す。

一、組合費徵收原簿

二、組合費徵收切符綴

三、組合費徵收切符綴受渡簿

四、組合費徵收金交付簿

五、歳入出内譯簿

六、組合費收入命令書及納付書綴

七、收支證憑書類綴

第三條 組合費の徵收に付ては徵收係に於て、第二條第一號及第二號の定むる所に依り、組合費徵收原簿を整理し、及組合費徵收切符綴を整備し、同綴の領收切符の各枚に、豫め會計係領收印の捺印を受けたる上、切符綴受渡簿に依り、之を集金人に交付し、集金せしむるものとす。

第四條 集金人徵收切符の交付を受けたる時は、之に依り各組合員の戸別につき、組合費の集金をなし

第二條第二號所定の手続を経たる上、同條第四號に定めたる徴収金交付簿に依り、翌朝までに會計係へ徴収金の交付を了すべきものとす。

集金人は前項徴収金の交付を爲す毎に、第二條第二號及第三號の定むる所に依り、徴収切符の使用枚簿數及殘餘枚數を計算整理して徴収係に返附し、更に之が交付を受くべきものとす。

第五條 會計係は、第一條第一號及第二號の事務に従事し、第二條第二號第四號乃至第七號に定めたる簿書の記簿、並に出納其他の事務取扱を爲すべきものとす。

第六條 組合費收支關係簿書類は、毎年度一回決算書と共に評議員會に提出して檢閲を受くべきものとす。但し必要の場合には隨時檢閲を受くることあるべし。(以下略)

鷺州町衛生組合下水掃除作業に關する規定

第一條 本組合区域内の各戸より排泄する汚水、又は雨水の流通を圖り、清潔状態を維持せしむる爲、下水掃除作業を施行す。

第二條 下水掃除作業の爲左の職員を置く

一、掃除監督 若干名

監督事務は、組長に於て便宜組合評議員に囑託するものとす。

二、掃除巡視 二名以内

巡視は組長之を任免す。但し場合に依り鷺洲町役場吏員に囑託することあるべし。

第三條 組長は毎年度豫算の定むる所に依り、掃除人夫若干名を雇用し、下水掃除作業に従事せしむ。

第四條 掃除監督は、掃除人夫を指揮し監督して、下水掃除作業の普及周到に努力せしめ、又掃除巡視は、組合区域内を巡回視察して、掃除監督の事務を補助す。

第五條 掃除監督、又は掃除巡視には、毎年度豫算の定むる所により、費用辨償又は手當を支給す。

大正十年

本年は役員の改選期に當り、二ヶ年の任期満了となるが、任期間の短日月なるため兎角經續的事業の遂行難しく此際、之が改正とその選舉方法の改善が妥當なりとの事にて、三月二十六日の評議員會で可決し認可を得たと共に、十二月、新に任期を四ヶ年とする新役員の選舉が行はれ、別記の各氏が就任した。

現行規程第七條の『組長副組長及小組長、評議員は其任期を二ヶ年とす』とあるを
『評議員及小組長の任期を四ヶ年とす』に改正す。
第九條の規定全部を削除し

『組長を鷺洲町長に、副組長を同町助役に囑託し、小組長は組長之を推薦し、評議員は小組長の互選に依り之を定む。前項の互選方法は、組長選舉長となり、小組長二名立合の上執行す。互選は連記匿名投票を以て之を行ひ、其多數を得たるものを當選者とす。得票同數なるときは、年長者を取り、年齢同じときは選舉長抽籤を以て之を定む。互選の日時場所及選舉すべき評議員の數は、組長に於て互選當日三日前を期し、小組長に告知するものとす』と改正す。

第三次役員當選者

組長 黒田 徹次 副組長 羽間圓次郎 全 奥山善六
會計 豊田彌三兵衛 副組長(常務)兼會計 大石虎吉

評議員

(大正十四年四月一日就任)

小組長

(大仁)	上田光太郎	菰池芳太郎	黒田長三郎	上田善吉
(北浦江)	馬淵善吉	八島甚藏	山本七郎平	辻本藤三郎
(南浦江)	戸田徳太郎	北村榮助	河崎勘四郎	田中常次郎
(海老江)	末廣福松	羽間寅之助	羽間重右衛門	道之前鶴之助
(大仁)	松島政吉	松下彦太郎	黒田富藏	小西米吉
	中村己三郎	笠谷辰之助	中西源次郎	山田丑之助
	北川好藏	山本安太郎	北川宗右衛門	矢野忠三郎
	大西房吉	出雲壽太郎	平川種吉	土居駒吉
	黒田了然			
(北浦江)	北村菊次郎	山本長藏	馬淵卯之松	馬淵清次郎
	辻本千代造	松岡三之助	馬淵祐應	橋本秀次
	田中久一郎	平木忠次郎	永田兵太郎	廣田徳松
	佐山隆太郎	原良一	藤本長三郎	磯野新太郎

(南浦江)

辻末造	山本薫一	山家種吉	高野金次
井阪政太郎	和田春吉	小島平次郎	浦田善三郎
赤井定次郎	實積藤平	宮本石松	三谷友藏
谷山善重郎	山田光太郎	別當善平	稻原孫太郎
(海老江)	來田猶次郎	道之前孫次郎	橋本米吉
米虫永次郎	橋本米吉	橋本捨合	橋本捨合
中島鶴松	西岡龜吉	松野平吉	橋本捨合
辻原安次郎	吉田辰藏	外野豐藏	松野清吉
橋本己之助	橋本芳松	八木辰藏	西岡留吉
西村富三郎	四家謹之助	松下繁太郎	

大正十一、十二年

大正十一年三月組合費徴收規程中改正の件を議決し、其の第二條中を左の通り改正した。

- 一等 貸家を所有するもの
 - 一期分『四十五錢』を『五拾錢』に
- 二等 自己居住のみの家屋を所有する者
 - 一期分『參拾五錢』を『四拾五錢』に
- 三等 借家に居住する者
 - 一期分『參拾錢』を『參拾五錢』に
- 四等 借家に居住し特に下層の生活をなす者
 - 一期分『貳拾錢』
- 等外 一期平均『壹圓貳拾錢』を『壹圓參拾錢』に改正

(但し等外の壹圓貳拾錢は、大正九年度以降の豫算に明記せられたる賦課額なりしを、當年に至りて改正せられたるもの)

大正十三年

基礎固りし本組合は、茲に認可せられて以來星霜を経る事十年、實施以來七年、事業益々發展し組合員の理解に基き區域内の清潔状態を克く維持し、衛生思想を啓發し、普及する處甚大で工場地帯とも稱すべき當區域は戸毎の繁殖と共に其の存在の意義甚しき處である。

此際事務の執行上、各配置の小組長の活動は其の増員に依つて前途一層の普及、發達を圖り得ると見做し左の通り、規約改正の結果、小組長定員『六拾名以内』より『八拾名以内』と改め、翌四月二十八日、一舉に補缺員五名、増員九名の選舉を行つた。

大正十三年三月組合規約中改正の件を附議して之が決議を得た。

即ち本組合規約第五條第四號を左の通り改正し大正十三年四月十五日より之を施行す。

四、小組長『六十名以内』とあるを『八十名以内』と改正す。

右規約改正中に基き、規約全文を掲ぐると左の通りである。

西成郡鷺洲町衛生組合規約（大正十三年七月末日現在）

目的及事業

第一條 本組合は主として組合區域内の清潔状態を維持すると共に、法定傳染病、其他傳染性疾患の豫

防撲滅を期し、兼て一般公衆衛生に關する事業を助長し、一面組合員の衛生思想を啓發し、公私衛生の普及を圖るを以て目的とす。

第二條 本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し。

一、平時

イ、組合員をして家屋の内外、道路の掃除につとめしむること。

ロ、道路の排水を周到ならしむること。

ハ、個人の義務に屬する溝渠、便所、其他不潔なる所を清潔ならしむること。

ニ、飲料水質の良否に注意し、不良なるものに對しては適當なる方法を講ずること。

ホ、種痘を奨勵し、未済者に對しては其接種を勧誘すること。

ヘ、衛生講話會の開催、其他衛生思想の促進する方法を講ずること。

ト、必要なる法令の發布、並に改廢、及當該官公署の命令、並に通牒等を組合員に周知せしむること。

チ、其他組合區域内に於ける清潔状態を維持するに努む。

二、傳染病發生時

- イ、組合区域内、及組合區域と交通頻繁の土地に傳染病流行の兆あるときは、直に之が豫防並に攝生上の注意事項を組合員に警告すること。
- ロ、傳染病患者の發見、並に届出を迅速なる様すべきこと。
- 並に此の目的を達する爲め、自衛上適當なる措置を講ずること。
- ハ、組合区域内に傳染病、又は疑以症の患者ありたる時は、其届出、及消毒方法、及清潔法の施行、其他必要なる事項に關し、相當便宜を與ふること。
- ニ、鼠族の驅除を昂むること。
- ホ、消毒方法、並に清潔方法施行の際は、當該吏員の要求に應じ、必要なる援助を爲すこと。
- 三、平時と傳染病發生時とを問はず、前各號の組合の目的を達するに必要なる事項。

名稱及事務所

- 第三條 本組合は、鷺洲町衛生組合と稱す。
- 第四條 本組合事務所は之れを西成郡鷺洲町役場内に置く。但し移轉の場合には、郡長、警察署長及町長に通告するものとす。
- 第五條 本組合に左の役員を置く。

一、組長	一名
二、副組長	二名
三、評議員	十六名以内
四、小組長	八十名以内
五、書記	若干名

- 第六條 本組合内に現住し、衛生に關する智識並に經驗を有する人士には、顧問を囑託することを得。
- 第七條 組長、副組長、小組長及評議員は、其任期を四ケ年とす。但し再選するも妨げず。
- 第八條 組長、副組長、小組長、評議員、顧問は名譽職とし、書記は有給となし、組長、副組長、評議員及顧問に對し、實費辨償を爲すことを得。
- 第九條 組長を鷺洲町長に、副組長を同町助役に囑託し、小組長は組長之を推薦し、評議員は小組長の互選により之を定む。
- 前項の互選方法は、組長選舉長となり、小組長二名立合の上執行す。
- 互選は連記匿名投票を以て之を行ひ、其多數を得たるものを當選者とす。得票同數なるときは、年長者を取り、年齢同じときは選舉長抽籤を以て之を定む。

五選の日時、場所及選舉すべき評議員の数は、組長に於て五選當日三日前を期し、小組長に告知するものとす。

第十條 左の各號に該當するものは、組長、副組長、小組長及評議員たるの被選舉權を有せず。

一、公民權を有せざるもの。

二、禁錮以上の處罰を受けたるもの、又は同上刑罰を科する犯罪に依り、刑の執行猶豫若くは起訴猶豫中のもの。

第十一條 組長、副組長、小組長及評議員に缺員を生じたるときは、速に補缺選舉を行ふものとす。

第十二條 書記は組長之を任免するものとす。

第十三條 組長は組合を總理し、概ね左の事項を執行するものとす。

一、本組規約中組合の實行すべき事項。

二、本組規約中組合員の實行事項の監視。

三、組合費の豫算、決算並に收支に關する事項。

四、評議員會の招集、並に之に關する準備事項。

五、組合の財産管理に關する事項。

六、組規約違反者處分に關する事項

第十四條 副組長は組長を補佐し組長の缺員又は事故ある場合に於て、組長の職務を執行するものとす。

第十五條 小組長は、組長の事務を補佐し、組合員に於ける規約の實行を監視するものとす。

第十六條 評議員の任務は第五章に掲ぐる事項の外、組長の諮問機關となり、組合重要な事項に參與するものとす。

第十七條 書記は組長及副組長の指揮を受け、専ら本規約第十三條第一號、第五號の執行、並に監視に任じ併て集會、記録其他の庶務を掌理するものとす。

組合の權利義務

第十八條 組合員は、各戸に於て左の事項を實行すべし。

一、平時

イ、朝夕家屋の内外を掃除し、時々井戸及水栓の周圍、走元、溝渠、芥溜、便所其他濕潤なる場所の清潔状態を維持すること。

ロ、塵芥は必ず一定完全且なる容器に收め、苟も道路邊、溝渠、空地等に投棄せざること。

ハ、邸内に排水路を設け、雨水又は汚水の流通を圖ること。
ニ、不斷鼠族の驅除を勵行し、飲食物は必ず鼠不入に收藏すると共に、鼠族の餌料となるべきものを散逸せしめざること。

ホ、井水を飲料に供するときは、毎年一回以上之を浚渫すること。

ヘ、前各號の外、家族の健康状態に注意し、常に衛生上必要なる注意を怠らざること。

二、傳染病發生時

イ、飲料は勿論、總て食物は成る可く煮沸したるものを用ゆること。

ロ、腐敗に傾きたるもの、又は未熟の果物、其他傳染病發生の誘引となるべき飲食物を用ひざること。

ハ、各戸間、相互に飲食物の贈答を廢すること。

ニ、健康に異常を感じたるときは直に醫療を受くること。

ホ、病名不審なる患死者ありたる家に對しては、可成往復を避くること。

ヘ、祭典舉行、集會等群集の場所には成可參集せざること。

三、平時と傳染病發生時とを問はず、特に組長より傳達を受けたる事項を實行すること。

第十九條 組合員は組合の經費を負擔し、所定の期間内に入金すべきものとす。

第二十條 組合員にして組合區域外に轉居したるときは、本組合の共有財産に對する一切の權利を失ふものとす。

第二十一條 組合員は組合の帳簿の閲覽、又は其の説明を要求することを得。

評 議 員 會

第二十二條 通常會は、毎年一回之を開くものとす。

臨時會は、組長に於て必要と認むるときは、評議員半數以上請求ありたるとき之を開くものとす。

第二十三條 評議員會は、組長を以て議長とす。組長及組長の事務を代理すべき副組長事故あるときは、出席者中の年長者之を代理す。

第二十四條 評議員會の議決は、出席員の過半數に依るものとす。

但可否同數なるときは議長之を決す。

第二十五條 評議員會に於て議すべき事項左の如し。

一、組合費の收支豫算に關する事項。

- 二、組合費の徴収賦課に關する事項
- 三、組合の事業並に其の實行に關する事項
- 四、組長、副組長、評議員、小組長及顧問に對する實費辨償に關する事項
- 五、組合規約の改正に關する事項
- 六、組合規約違反處分に關する事項
- 七、其他組合に關する重要な事項

會 計

- 第廿六條 組合會計年度は、府の會計年度に據るものとす。
- 第廿七條 組合費は、評議員會に於て、毎年其賦課等級及金額を定め、組合員中獨立生計を營むものより徴収するものとす。
- 第廿八條 會計に關する帳簿は、別に定むる處に依り、其收支を明確にし、其支出に於て、各證憑書類を出し、決算終了後十年間之れを保存するものとす。現金は確實なる銀行に預け利殖するものとす。
- 第廿九條 組合費の收支豫算は、毎年一月中之れを調製し、評議員會の議決を経たる上、郡長、警察署

長及町長に報告するものとす。

第三十條 組合費の收支決算は、毎年四月中に既往一ヶ年分を結了し、之れを前記各行政廳に報告し、且組合區域内に告示するものとす。

第卅一條 組合は郡長の認可を受くるにあらざれば、既定の歳入、歳出豫算の經營以外に、債務を負ふことを得ざるものとす。

附 則

第卅二條 大正三年四月、大阪府令第三十三號に依る衛生組合規則の實施の際、組長、副組長及評議員選舉は新組合區域内に於ける現在の組長及副組長の互選に依るものとす。

第卅三條 本規約は公告の日より實施するものとす。

大正十四年

鷺洲町が大阪市域に編入された年で、これに伴ひ鷺洲町衛生組合は獨立して鷺洲衛生組合と改稱したものである。巻頭記した通り、其際町會の議決を経て組合基本金七千圓の寄贈を受け（別記参照）現在事務所である大阪市西淀川區浦江本通二丁目七拾八番地の土地拾五坪、建物木造瓦葺二階建拾五坪餘及附屬物を得て全く町所屬と離れ今日其後拾年に及んだ。

十二月、役員任期満了し次の各氏の當選を見た。

基本金寄贈書

貴組合は多年當町公衆衛生思想の發達及町内清潔状態の向上に竭され常時區域内下水掃除の作業を施行するの外時に臨み清潔法の施行及防疫其他一般公衆保健に關する宣傳指導に努力して良好の實績を擧げ地方の爲貢獻せられ延て當町衛生事務の成績を助長せらるゝこと洵に鮮少ならざるは衷心感佩措かさる所にして尙前途一層其事業の隆昌進展を切望するものなり

仍て今回當町が大阪市域に編入するに方り町會の議決を経貴組合基本金として金七千圓を寄贈す

大正十四年三月三十一日

大阪府西成郡鷺洲町長 黒田 徹 次

鷺洲衛生組合御中

第四次當選各役員名

評議員

(大仁町)	市村兵次郎	北川好藏	菰池芳太郎	上田光太郎
	上田善吉	邑上順一		
(北浦江)	大石虎吉	馬淵吾一	辻本千代造	星場 又作
	磯野新太郎	伊東重雄	北村菊次郎	田中久一郎
(南浦江)	井阪政太郎	戸田徳太郎	奥山善六	稻原孫太郎
	河崎勘四郎	土生鎮雄		
(海老江)	羽間圓次郎	近森麒一	卷野止男	道之前孫次郎
	贅 彌三郎	道之前鶴之助		
小組長				
(大仁町)	土井駒吉	上田徳太郎	長尾與三郎	大西卯一郎

(北浦江)

黒田 富藏	井 關 由 松	堀 口 治 作	北 川 宗 右 衛 門
中 西 源 次 郎	濱 田 國 松	竹 谷 嘉 七	富 田 安 次 郎
牧 本 万 助	黒 田 長 三 郎	田 中 龜 吉	山 田 丑 之 助
辰 己 榮 太 郎	大 西 房 吉	渡 邊 辨 吉	山 家 直 之 進
馬 淵 祐 次 郎	馬 淵 祐 應	松 島 淺 市	岩 田 長 次 郎
藤 本 長 三 郎	原 良 一	成 井 卯 三 郎	柱 本 久 次 郎
池 田 謙 三	松 島 熊 三	前 田 喜 三 郎	黒 田 源 三 郎
馬 淵 丑 之 助	赤 川 重 吉	橋 本 秀 治	山 本 巳 之 助
平 木 忠 次 郎	河 村 基 七	吉 田 榮 太 郎	大 島 和 三 郎
赤 井 定 七 郎	米 田 政 太 郎	山 田 丈 太 郎	山 田 光 太 郎
谷 山 善 重 郎	別 當 善 平	三 谷 友 藏	小 島 平 次 郎
早 川 宗 三 郎	溝 口 惣 作	山 家 種 吉	中 所 正 一
辻 末 造	小 寺 富 太 郎	和 田 春 吉	保 田 宗 兵 衛
宮 本 石 松	市 田 八 重 藏	高 野 金 次	實 積 藤 平

(海老江)

橋 本 市 松	松 下 繁 太 郎	中 島 林 吉	西 村 勝 次 郎
辻 原 安 次 郎	吉 田 友 治 郎	八 木 辰 藏	橋 野 芳 松
大 江 龜 吉	吉 田 卯 之 助	石 田 源 次 郎	豊 川 丑 松
末 廣 龜 次 郎	中 井 林 三	内 山 憲 政	高 橋 兼 一
松 本 定 次 郎	橋 本 捨 吉	赤 松 源 太 郎	中 島 幸 次 郎

大正十五年、昭和二年

逐年組合管内は著しき發展を告げ戸口激増の結果は組合は一般通常事務の繁激となり隨て亦臨時施設要項も尠くない。今舊來に比すると規約並に諸規定の改正、各役員受持區域の分擔、各種傳染病豫防宣傳・清潔方法施行時に於ける役員の出勤等一層の繁忙を極めた。日常の事業は一變して改革刷新を要し作業人夫の督勵増員或は常時幹線下水道浚渫の必要上市當局に交渉折衝して浚渫夫の派遣を受くると共に當組合事務所に大阪市溝渠北浚渫區第三支區浚渫夫詰所を置き作業の監督・従業員の任免權を組長に附與され、爾

來之が監督の任に當つて督勵の一面、管内各所の油川及暗渠等の浚渫並に掃除の際市より特設隊の派遣を得或は幹線下水土管新埋設の必要急務の地域に對しては之が施設工事の折衝をなし實行する等最も多忙を極むるに到つた。

二月七日 第一回新評議員協議會を開會す。出席評議員十六名、前組長黒田徹次氏一應の挨拶あり最年長者上田光太郎議員を議長に推し協議會開會、着席順番の抽籤を執行し、事務處理上假組長選定の動議起り投票の結果近森評議員當選す。

二月二十一日 北浦江第四小學校々舎に於て近森假組長選舉長となり北浦江役員補缺選舉を執行し即日開票左記當選す。

一評議員 馬淵吾一 磯野新太郎

一小組長 馬淵丑之助 赤川重吉 橋本秀治 山本己之助

平木忠次郎 河村基七 吉田榮太郎 大島和三郎

二月二十六日 鷺洲第一小學校に於て評議員會を開會し正式に組長、副組長の選舉を行ひ組長に近森麒一副組長に北川好藏、馬淵吾一、戸田徳太郎當選す。而して前組長同副組長に對し退職記念品贈呈の件協議の結果議長指名左記八氏の委員に一任、委員會の決議により前組長黒田氏、副組長奥山氏、同羽間氏

に記念品贈呈の事に決定す。

委員 北川好藏 市村兵次郎 道之前 孫次郎 卷野止男

馬淵吾一 星場又作 戸田徳太郎 稻原孫太郎

三月十一日 鷺洲第一小學校に於て評議員會を開會、提出議案六件の内第八號議案徵收期變更組合費改正の件及第十一號議案大正十五年度歳入出豫算認定の件は委員附託とし議長指名左記五名を委員に選定し第六號議案大正十四年度歳入出第二回追加更正豫算の件、第七號議案醫師評議員選舉の件、第九號議案組合規約改正の件、第十號議案市聯合會入會の件以上四件は原案可決す。

組合費改正、豫算認定調査委員

磯野新太郎 奥山善六 上田光太郎 大石虎吉 羽間圓次郎

三月十六日 議案第八號並に同第十一號を議題とする續行評議員會を開會す。委員長上田光太郎氏より委員會の經過を報告し集金歩合計上漏あるを發見依て退職金より金貳百五拾圓也、救護費より金五拾圓計金參百圓也を手當として修正し他は正當の豫算と認むる旨の報告あり(修正案可決す)尙第八號議案は第十一號議案に關聯せる理由の下に原案可決す。

四月八日 鷺洲第一小學校に於て西淀川區衛生組合聯合會創立總會を開き各組合正副組長出席區長、主事

主任書記長列席の上役員選舉を行ひ當組合近森組長聯合會長に當選す。

五月六日 評議員會開會す。提出議案は第十二號組合財産中土地建物移轉登記の件にして、右名義人を組長竝に副組長三名の名義を以て申請の事に可決す。

同第十三號規約改正の件 (原案可決)

同第十四號醫師評議員選舉の件投票の結果邑上順一氏、伊藤重雄氏、土生鎮雄氏、竹彌三郎氏、以上當選す。

十二月十一日 聖上陛下御憐御平癒祈願式を左の通り執行す。

午後(自六時至七時)海老江町八阪神社參拜者組長外二十六名

同 (自七時三十分至八時三十分)浦江町八阪神社參拜者組長外三十五名

同 (自九時至十時)大仁町八阪神社參拜者組長外二十二名

十二月二十日 覺洲第一小學校に於て評議員會開會す。議案(電話購入の件)可決(組長の要求による會計検査の件)は調査委員を選舉し出席評議員中より左記六名を擇び、諸帳簿竝に證憑書類等の検査を行ひ認定す。

調査委員、稻原孫太郎、河崎勘四郎、奥山善六、贅彌三郎、市村兵次郎、辻本千代造

昭和二年二月二十五日 西淀川區役所會議室に於て評議員會開會す。左記三件を議題として會議を開く。

(議案第十六號大正十五、昭和元年度第一回追加更正豫算の件)原案可決(同十八號書記集金人監督住宅料支給規程制定の件)原案可決(同第十七號昭和二年度歳入出豫算認定の件)修正案可決、以上の内第十七號議案は左記五名の委員を選定し別室に於て委員會開會審議をなす。

委員 磯野新太郎、道之前孫次郎、奥山善六、井阪政太郎、邑上順一

邑上委員長委員會に於ける審議の結果二三修正せる旨の報告あり滿場一致該修正案可決す。

三月十九日 區役所會議室に於て評議員會及協議會開會す。(議案第十九號下水掃除作業に關する規程改正の件)同第二十號(掃除監督、集金人竝に人夫被服類給與規程改正の件)以上二件共原案可決引續き協議會を開會し協議事項左の通りである。

一、會社工場賦課率改正の件

一、浦江町排水工事の件

一、事務所擴張の件

六月二十九日 評議員會開會す。

議案

一、大正十五年（昭和元年）度鷺洲町衛生組合歳入出決算認定の件
出席議員中の最年長者上田光太郎氏を假議長に推薦し議事を進行し原案可決す。

昭和三年

昭和二年春のバニツク騒ぎから四月二十日十五銀行は一たまりもなく失脚した。その結果本組合預金の一部は其影響を受け、評議員會は是が對策を審議し委員を擧げて慎重審議の上調査をなし銀行側の整理案により希望書を附して承諾するの止むを得ない苦痛を嘗めた。

一月十一日 西淀川區役所内會議室に於て評議員會開會す。

議案

一、昭和二年度鷺洲衛生組合歳入出第一回追加更正豫算の件
異議なく第二讀會省略を以て確定議となり原案可決す
一、十五銀行整理案に關する件

第一讀會に入り笹田十五銀行西野田支店長より詳細説明す。終つて五名の委員を選出し充分なる調査を行ふ事となり連記無記名投票の結果左記五名調査委員に當選す。

（大仁町）菰池芳太郎（北浦江）辻本千代造（南浦江）井阪政太郎（南浦江）稻原孫太郎（海老江）羽

間圓次郎

一月十九日 右調査委員會を開く

議案

一、議案第二十三號十五銀行整理案に關する件

左記の通り希望書を附し承諾の旨を回答するに決議す。

左記

當組合の貴行に對する債務は貴行御提示の承諾書に承諾の旨を調印致置き候へ共當組合は申す迄でもなく公共事業にして就中現下に於て片時も忽せにすべからざる國民の保健衛生事業を司る尤も緊要なる公共團體に有之これが資金を貴行御提示の條件に據るに於ては當組合の尤も苦痛とするのみならず延て國家保健衛生上一大影響を及ぼす事は言を俟たざる處に有之候就ては當組合の債權に對しては左記の希望を附し置き候次第特に事情御考察被下度候様希望候也

左 記

一、開業と同時に参割を支拂ひ残額を昭和四年十二月十日迄に皆済せられたし 以上

二月二日 評議員會開會す。

左 記

一、株式會社十五銀行整理案に關する件

一、昭和三年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件

第一項の議案に對しては異議なく委員會決議通り確定議となる。

第二項の議案に對しては議會省略を以て原案通り確定議となる。

五月二日 鷺洲第一小學校會議室に於て評議員協議會開會す。

左 記

一、小組長補缺選舉に關する件

各區域より一名づゝ評議員を審査委員として選出し、委員會の決議を以て處理する事に決定す。

審査委員

菰地芳太郎、大石虎吉、井阪政太郎、卷野止男

五月七日 審査委員會を開會す。

井阪委員長本件に付て南浦江有志と會見折衝する事に決定す。

右折衝の結果明年十二月の改選期迄で現状維持とし此際補缺選舉は執行せざる事に諒解を得て決定す。

六月二十九日 評議員會開會す。

左 記

一、昭和二年度鷺洲衛生組合歳入出決算認定の件

一、鷺洲衛生組合同約改正の件

一、組合區域一部分離の件

以上

第一項の議案に對しては審査委員三名を選定し審査の結果議會省略一次會を以て確定議とし原案可決す
第二項の議案に對しては

規約第二十條「役員に缺員を生じたるときは速に補缺選舉を行ふものとす補缺役員の任期は前任者の
殘任期とす」とあるを「第二十條評議員四名以上小組長二十名以上の欠員を生じたるとき又は組長若
くは評議員會に於て必要と認むるときは補欠選舉を行ふものとす補欠役員の任期は前任者の殘任期間

とす』と改正す。

右原案通り可決す。

第三項の議案に對しては當組合區域内塚本町、海老江新家を當組合より分離せんとするものにして附議の結果原案通り可決す。

十一月二十日 評議員會開會す。

一、昭和三年度鷺洲衛生組合歳入出第一回追加更正豫算の件

右議案に付ては讀會省略一次會を以て確定議とし原案通り可決す。

昭和四年

第四次役員の任期満了の年に當り、九月に區内浦江南二丁目に眞性コレラ患者の發生に對し極力豫防に努め、衛生思想宣傳會を開く一方豫防注射を勵行し其總延人員實に五萬六千參百九拾七名の多數に上つた。

更に組合規約の改正を斷行し、次いで最後に大仁、北浦江分離問題が建議案として現はれ慎重審議し次

期新役員に引次ぐ處となつた。

二月二十六日 評議員會を開く。

議案

一、昭和四年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件(歳入出各豫算額貳萬六千八百六拾七圓)

開會を宣し會議に入る、第二讀會省略一次會を以て確定議として原案可決。

六月二十七日 評議員會を開く。

議案

一、昭和三年度歳入出決算認定の件

満場一致を以て原案認定可決す。

九月二日 鷺洲第一小學校會議室に於て評議員會を開く。

議案

一、コレラ豫防注射施行の件

讀會省略、確定議として原案可決す。

管内浦江南二丁目に眞性患者發生し爲に應急策として南浦江及海老江の一部組合員に對し之が豫防注射を施行したが此際引續き他の區域に對しても豫防注射を施行す。

追而本案に要する經費は事業終了後豫算更正するものとす。

九月六日 評議員會協議會を開く。

議案

一、鷺洲衛生組合規約改正の件

異議なく左の通り原案可決す。

鷺洲衛生組合規約改正案

第一章 總則

第一條 本組合は鷺洲衛生組合と稱す

第二條 本組合事務所は大阪市西淀川區浦江北通二丁目七十八番地に設置す

前項事務所移轉の場合は市長、區長、警察署長に報告するものとす

第三條 本組合員は本組合區域内に居住し獨立生計を営むもの及び組合區域内に事務所を有する法人を以て組合員とす

第二章 目的及事業

第四條 本組合は主として組合區域内の清潔状態を維持すると共に法定傳染病其他傳染性疾患の豫防撲滅を期し兼ねて一般公衆衛生に關する事業を助長し一面組合員の衛生思想を啓發し公私衛生の普及を圖るを以て目的とす

第五條 本組合に於て實行すべき事業の概要左の如し

一、平時

(イ) 組合員をして家屋の内外道路の掃除並に撒水に努めしむる事

(ロ) 個人の義務に屬する溝渠、便所其他不潔なる場所を清潔ならしむる事

(ハ) 種痘を奨励し未済者に對し其接種を勧誘する事

(ニ) 衛生講話會の開催其他衛生思想を促進する方法を講ずる事

- (ホ) 必要なる法令の發布並に改廢及當該官公署の命令並に通牒等を組合員に周知せしむる事
 - (ヘ) 清潔方法施行を督勵監査する事
 - (ト) 其他組合區域内に於ける清潔状態の向上に努むる事
- 二、傳染病發生時

(イ) 組合區域内及組合區域と交通頻繁の土地の傳染病流行の兆ある時は直ちに之が豫防並に攝生上注意事項を組合員に警告する事

(ロ) 傳染病患死者の發見並に届出を迅速ならしむる事
並に此目的を達する爲適當なる措置を講ずる事

(ハ) 組合區域内に傳染病又は疑似症の患死者ありたる時は其届出及消毒方法其他必要たる事項に關し相當便宜を與ふる事

(ニ) 鼠族蠅類の驅除に努むる事

(ホ) 患死者の家屋消毒其他に關し當該吏員と協力違算なきを期する事

(ヘ) 患死者の家屋、附近又は健康上有害と認むべき箇所に適宜の施設を爲す事

三、平時と傳染病發生時とを問はず前各號の外組合の目的を達するに必要なる施設

第三章 組合員權利義務

第六條 組合員は組合の經費を負擔し所定の期限内に納付するものとす
但し組合員外の者と雖組合區域内に店舗、工場、納家、家屋等を使用するものは組合費を負擔するものとす

第七條 組合員は執務時間内帳簿の閱覽又は其説明を求むる事を得

第八條 組合員は組合財産を共濟す

第九條 組合員にして組合區域外に轉居したる時は本組合の共有財産に對する一切の權利を失ふものとす

第十條 組合員は左の事項を實行すべきものとす

一、平 時

(イ) 朝夕家屋の内外を掃除し特に井戸及水栓の周圍、走元、溝渠塵溜、便所其他濕潤なる場所の清潔状態を維持する事

(ロ) 塵芥は一定且つ完全なる容器に收め苟も道路、溝渠、空地等に投棄せざる事

(ハ) 不斷鼠族及蠅類の驅除を勵行し飲食物は必ず相當なる容器に收藏すると共に鼠族、蠅類の餌料となるべきものを散逸せしめざる事

(ニ) 邸内に排水路を設け雨水又は汚水の流通を計ること

(ホ) 前各號の外家族の健康状態に注意し常に衛生上必要なる注意を怠らざる事

二、傳染病發生時

(イ) 飲食物はなるべく煮沸したるものを用ふる事

(ロ) 腐敗に傾きたる物又は未熟の果物其他傳染病發生の誘引となるべき飲食物を用ひざる事

(ハ) 各戸間相互に飲食物の贈答を廢する事

(ニ) 健康に異状を感じたる時は直に醫療を受くる事

(ホ) 病名不審なる患死者ありたる家に對しては可成往復を避くる事

(ヘ) 祭典舉行集會等群集の場所は可成參集せざる事

三、平時と傳染病發生時とを問はず特に組長より傳達を受くる事項を實行すること

第四章 役員及其權限

第十一條 本組合に左の役員を置く

一、組長 壹名

一、副組長 參名

一、評議員 參拾六名

一、委員 若干名

一、顧問醫 若干名

第十二條 評議員は組合員に於て其組合員中より選舉するものとす

第十三條 組長、副組長は評議員會に於て評議員の互選とす

但し組長、副組長に缺員を生じたる時は直ちに補缺選舉を行ふものとす

第十四條 委員及顧問醫は評議員の決議を経て組合員中より組長之を囑託す

第十五條 役員は名譽職とし其任期は四ケ年とす

但し再選するを妨げず

前項の任期は選舉の日より之を起算す

組長、副組長は任期満了の場合と雖後任者就任迄其職務を行ふものとす

第十六條 組長、副組長、評議員及委員、顧問等に對しては報酬又は費用辨償を支給することを得
第十七條 書記、監督及事業員は有給とし組長之を任免す

前項の任免は組長より直ちに市長、區長、警察署長に届出づるものとす
第十八條 組長は統轄代表し概ね左の事項を執行するものとす

一、豫算決算並に收支に關する事項及評議員會の議決を經へき議案を發し及其議決を執行すること
二、本組合規約中組合員の實行事項を監視すること

三、評議員會の招集

四、組合の財産管理に關する事項

五、組合費の收支に關する事項

第十九條 副組長は組長を補佐し組長缺員又は事故ある場合は其事務を代理執行するものとす
但し代理者の順位は評議員會の決議により之を定む

第二十條 評議員の任務は第六章に掲ぐる事項の外組長の諮問機關となり組合重要の事項に參與するものとす

第二十一條 委員は組長の事務を補佐し組合員に於ける規約の實行を監視するの外組合費滞納者なき様

督勵をなすものとす

第五章 選舉區及選舉

第二十二條 本組合區域を左の四區に分ち之を評議員の選舉區とし一區毎に評議員九名を選出するものとす

第一區 大 仁

東一、二丁目 本町一、二、三丁目 元町一、二丁目 西一、二丁目

第二區 浦 江

北自一丁目 至五丁目

第三區 浦 江

本通一、二丁目 上一、二、三丁目 中一、二丁目 南一、二丁目 川上町

第四區 海老 江

上自一丁目 至四丁目 中自一丁目 至三丁目 下自一丁目 至三丁目 新町

第二十三條 組合員にして選舉人名簿調製期日前六ヶ月以上引續き組合費を納付し選舉人名簿に登録せ

られたるものは評議員の選舉權を有す

但し未成年者及禁治産者にありては法定代理人、法人にありては代表者を以て選舉權を行使するものとす

第二十四條 組合員にして選舉人名簿調製期日前六ヶ月以上引續き組合の区域内に居住し組合費を納付し選舉人名簿に登録せられたる満二十歳以上の男子は評議員の被選舉權を有す

第二十五條 選舉人名簿に登録せられたるものと雖も選舉の日迄引續き組合費を納付せざるものは選舉權及被選舉權を有せず

第二十六條 世帯主の交代に依り組合員たる權利を取得したる者に付ては前世帯主の納めたる組合費を以て其者の納めたる組合費と看做す

第二十七條 禁治産者及準禁治産者は被選舉權を有せず

第二十八條 評議員の選舉は投票により之を行ふ

但し連記無記名投票とす

第二十九條 組長は毎年十月一日を期し其日の現在により名簿を調製するものとす

組長は十一月一日より十日間執務時間申組合事務所に於て關係者の縦覽に供するものとす

選舉名簿縦覽期は其開始の日より五日前に之を告示す

第三十條 選舉人名簿に脱漏又は誤載ありと認むるときは縦覽期間内に限り其修正を組長に申出づることを得

第三十一條 組長に於て前條の申立を受けたるときは之を審査し其申立を正當なりと決定したるときは直ちに選舉人名簿を修正し其の要領を告示するものとす

第三十二條 選舉人名簿は十一月二十日を以て確定するものとす

第三十三條 十一月二十一日より次年の十一月二十日に至る期間に於て行ふ選舉は前條の確定名簿に據るものとす

第三十四條 評議員一選舉區に二人以上の欠員を生じたるときは其區の補缺選舉を行ふものとす

第三十五條 組長は選舉の期日七日前選舉會場、投票の日時及各選舉區に於て選舉すべき評議員數を告示するものとす

第三十六條 各選舉區の選舉會は組長又は副組長選舉長となり之を閉閉し其取締に任す

組長は選舉人名簿に登録せられたる者の中より各選舉區毎に二名以上の選舉立會人を選任す

第三十七條 選舉人は選舉の當日投票時間内に選舉會場に到り有権者名簿の對照を経て投票用紙に自ら

被選舉人の氏名を記載して投函するものとす

投票用紙は組長の定むる所により一定の式を用ふるものとす

第三十八條 選舉長は選舉立會人と共に投票函を開き投票總數と投票人の總數を計算し同時に之を點檢するものとす

第三十九條 左の投票は之を無効とす

但し第一號、第二號に該當する投票は其全部を無効とし其他の各號に該當するものは其部分のみを無効とす

- 一、成規の用紙を用ひざるもの
 - 二、投票中十名以上の被選舉人の氏名を記載したるもの
 - 三、被選舉人の何人たるか確認しがたきもの
 - 四、被選舉權なきもの、氏名を記載したるもの
 - 五、被選舉人の氏名の外他事を記入したるもの
 - 六、被選舉人の氏名を自書せざるもの
- 但し爵位、職業、身分、住所、又は敬稱の類を記入したるものは此限りにあらず

第四十條 投票の効力は選舉立會人之を決定す

可否同數なるときは選舉長之を決す

第四十一條 選舉は有効投票の最多數者を以て當選者とし得票同數なるときは年長者を採り年齢同じきときは抽籤を以て之を定む

第四十二條 選舉長は選舉録を作り選舉會に關する顛末を記載し之を朗讀し二人以上の選舉立會人と共に之に署名捺印するものとす

選舉録は選舉人名簿其他關係書類と共に當選者の任期間組長に於て之を保存するものとす

第四十三條 當選者定まりたるときは組長は直ちに當選者に當選の旨を告知し同時に當選者の住所氏名を告示し且つ選舉録の寫を添へ之を市長、區長、及所轄警察署長に報告するものとす

第六章 評議員會

第四十四條 通常評議員會は毎年二回之を開くものとす

但し組長に於て必要と認むるとき又は評議員半數以上の請求ありたるときは臨時會を開く

第四十五條 評議員會の招集は開會三日前に之を告知するものとす

但し急施を要する場合は此限りにあらず

第四十六條 評議員會は組長を以て議長とす組長及副組長共に故障あるときは出席の年長者之を代理す

第四十七條 評議員會は評議員二分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず

但し同一事項に付招集再回到るも尙開會することを得ざるときは此限りにあらず

第四十八條 評議員會の議決は出席者の過半数に據るものとす

但し可否同數なるときは議長之を決す

第四十九條 評議員會に於て議決すべき事項の概目左の如し

一、規約の改廢に關する事

一、組合事業に關する事

一、歳入出豫算を定め又は決算報告を認定する事

一、組合費の賦課徴收に關する事

一、組合役員に對する費用辨償に關する事

其他組合に關する重要な事項

第五十條 會議録は議長及出席評議員二名之に署名捺印することを要す其署名者は議長之を指名す

第七章 會 計

第五十一條 本組合の會計年度は政府の會計年度に據るものとす

第五十二條 組合費は評議員會に於て毎年度其賦課率等級及金額を定め組合員より徴收するものとす

第五十三條 會計に關する帳簿は別に定むる處により其收支を明確にし其支出に於ては各證憑書類と共に決算終了後十年間之を保存するものとす

現金は確實なる銀行に預け入れ利殖するものとす

第五十四條 組合費の收支豫算は毎年一月中に之を調製し評議員會の議決を経たる上市長、區長及警察

署長に報告するものとす

第五十五條 組長は年度終了後二ヶ月以内に組合費收支決算報告書を作製し次の評議員會の認定を経て

前記各行政廳に報告するものとす

第五十六條 組長は評議員會の議決を経て歳入出豫算の追加又は更正をなす事を得

第五十七條 組長は評議員會の決議に依り適當なる人士に會計事務を囑託する事を得

第五十八條 組合は市長の認可を受くるにあらざれば既定の歳入出豫算經營以外に債務を負ふ事を得ざ

るものとす

第五十九條 組長は生計困難と認むるもの又は相當の理由あるものに對し組合費の免除又は猶豫することを得

第八章 違約處分

第六十條 本規約に違背したる組合員に對し金五圓以下の過怠金を科するものとす

附 則

第六十一條 本規約は認可の日より之を施行す

但し委員選出及選舉に關する事項は次の定期總選舉より之を實施す

昭和四年九月二十八日

大阪市西淀川區鷺洲衛生組合

十月八日 評議員會開會す。

左 記

一、昭和四年度鷺洲衛生組合歳入出第一回追加更正豫算の件

本議案第三十四號は讀會省略一次會を以て確定議と致し、原案通り可決す。

十一月十四日 評議員協議會を開會す。

左 記

一、評議員選舉執行日時場所決定の件

一、大仁北浦江分離の件

第一項の議案は全員協議の結果左の通り決定す。

一、期日及選舉區 十二月十一日同十二日 (第一區大仁) (第二區北浦江) (第三區南浦江)

(第四區海老江)

一、投票時間 自午前六時至午後三時

一、選舉會場 十二月十一日の第一區第二區は第四小學校 十二月十二日の第三第四兩區は

第一小學校

一、立 會 人 一選舉區三人づゝ計十二人 (大仁三人 北浦江三人 南浦江三人 海老江三人)

第二項の議案に付ては組合員の輿論が一致し圓滿裡に進展するときは分離の可能性ありと思ふが何分之が可否は市當局の意思にあり仍て井阪、森兩市會議員を煩し市の意嚮を慥かむる必要あり其結果により南浦江、海老江兩區の全役員の參集を求め之が賛否を決定する事となつた。

十一月二十二日 評議員會を開會す。

協議事項

一、選舉會場變更の件

一、分離問題に關する件

以上

第一項の議案に對しては、第四小學校は支障あり他に變更し適當なる場所を選定する事に決定す。第二項議案に對しては、一應南浦江、海老江の評議員別室に於て協議の結果、事重大なれば小組合長諸氏の意見を求むる事に決定して散會す。

十一月二十六日 南浦江、海老江の評議員小組長會を開會す。

分離問題に就いて左の通り決議さる

現評議員及小組長は分離に反對せず然れ雖任期目睫に迫り居れるを以て此の短期間に於て到底實行不能なる故、此の際選舉は期日に執行し新議員により之が圓滿解決を圖るは最も合理的と思考す。

右決議す。

昭和四年十一月二十六日

南浦江海老江評議員、小組長

十一月二十九日 評議員會を開會す。

議案

一、選舉會場變更の件

二、分離に關する件

第一項の議案に對しては、再交渉の結果、十二月十一日第一區、第二區の投票は第四學校に決定す。

第二項の議案に對しては任期目睫に迫れるため、現役員在任中は至難なれば、改選の結果輿論の代表者たる新議員に於て解決せらるゝが最も合理的との意見に一致した。

十二月三日 評議員會開會す。

左記

一、寄附金收受報告の件

一、臨時決算報告の件

以上

第一項の議案に對しては花川、塚本兩町より金貳拾五圓也宛計五拾圓也の寄附に對し、收受の上本會議の決議を以て感謝狀を贈呈する事に決定した。

第二項議案に對しては、各區より一名宛計四名の調査委員を選定し、關係書類一切の検査を行った結果原案通り可決す。

建 議 案

一 鷺洲衛生組合中より北浦江及大仁の所謂第二第一の兩區をして分離せしめられんことを建議す

理由 鷺洲衛生組合は十數年前舊鷺洲町時代に設立せられたるものにして當時は現今に比し戸數少く隨て掃除區域も狹隘なりしが今や然らず且つ向後益々戸數人口の増加あるを考慮し分離を實行して一層設備の完整を期せんとするに在り

右區民の輿論に基き建議候也

昭和四年十二月五日

建 議 者

第二區選出評議員 辻本千代造

同 上 大石虎吉

賛 成 者

第二區選出評議員 星場 又作

同 上 伊東重雄

十二月六日 評議員會を開く。

右建議案に對し、市當局に折衝した結果、可能であるとの回答を得た。然し任期目睫に迫れる事であり又現評議員は四年前の輿論の代表者であるから、時代の趨勢を參酌し近く行はれる選舉により現代輿論の代表者である新評議員により實行さるゝ事とし、建議案に賛成し讀會省略本會議で確定議となすべしとの事に全員異議なく決議した。

第四次役員

(イロハ順)

(昭和四年十二月以降
昭和八年十一月現在)

◆評 議 員 (第一區大仁)

市村兵次郎 濱田國松 土居駒吉 小崎永次郎

尾形繁造 長尾與三郎 二川俊正 北川好藏

◆委

三宅虎雄
員 (同)

今岡周之助	堀口治作	富田安次郎	富谷久滿吉
小川虎高	奥田儀一郎	加藤巳之吉	片岡竹治
吉田喜市	辰巳榮太郎	竹谷嘉七	田井中増五郎
外山清次郎	中井安治郎	中川英一	長汐一正
歙形專太郎	松田新太郎	松澤龜太郎	藤井武信
高津鹿造	坂田兵治	齋藤健藏	北垣敏治
宮本久吉	杉村萬造	杉本正太	杉本四郎
池側安次郎	北村市松	前中久吉	邑上順一
柱本久次郎	笈敬三	土崎正義	成井卯三郎
上田信右衛門	馬淵吾一	増田佐吉	小西貞一
森田猪助			

◆評

議 員 (第二區北浦江)

◆委

員 (同)

伊藤得次郎	岩田新次郎	萩野卯之助	奥橋四郎
大澤爲次郎	小野田國太郎	河野貢	河瀬寅之助
川越友治	巽豊次郎	曾我哲三	津田信盛
辻村健治郎	中川宇三郎	山本卯三郎	山崎仙太郎
松井陸三	松林國一	松倉吉太郎	前田喜三郎
藤本長三郎	福原辰之助	有岡清藏	酒井彌市
新道敏治	平木忠次郎	森山孝三郎	十河宇市
森川直次郎	新形寛一	三宅猪太郎	加藤義光
伊藤鶴	田中徳松	伊東重雄	

◆評 議 員 (第三區南浦江)

稻原孫太郎	土生鎮雄	太田政一	吉崎延一
米田政太郎	谷山善重郎	中尾長次郎	村田數馬
梅本嘉一郎			

◆委

員 (同)

飯田永造	西垣徳藏	別當善平	岡田巳之助
和田春吉	和田正一	吉田安吉	田中宇三郎
田中庄吉	高橋佐市	高垣鶴藏	中島辰次郎
向井寅藏	内田元作	内海寅二郎	桑原恭藏
保田宗兵衛	榊田善七	増田作太郎	藤原藤藏
江見登一	麻田清藏	木村義三	木谷末太郎
北村太一	宮本石松	杉江梅藏	乾政一
上野条太郎	櫻井左一	友田熊造	荻原恒太郎
藤野早苗			
羽間圓次郎	兒子岩吉	藁谷安太郎	中村市太郎
野口豊吉	卷野止男	増田八治郎	三浦藤次郎
護邦文次	西村万助	小池孝弘	

◆評

議 員 (第四區海老江)

◆委

員 (同)

岩田兼吉	橋本巳之助	服部磯夫	速水純吉
西本鹿藏	徳井喜一	奥田政孝	寒川藤助
武田一太郎	淡河龜之助	辻原安次郎	中野兵藏
中島幸次郎	村田昌	組橋大吉	山中利三郎
山上役松	八木辰藏	前田徳太郎	増田臺作
牧野博光	近藤慶助	後藤種松	赤木禎次郎
佐々木正行	阪本彌三郎	水野太吉	平岡文五郎
森岡千代一	押鐘傳藏	光置初一	久保健藏
小松熊一	今西淺次郎	三谷省二	市川金一郎

十二月十七日

評議員會を開會す。

新評議員の初會合として顔合をなす。

正副組長選舉の結果左の通り決定す。

一、組 長

市村兵次郎

一、副組長

羽間 圓次郎

一、同

馬淵 吾一

一、同

稻原 孫太郎

十二月十七日 評議員協議會を開會す。

協議事項

一、衛生委員に關する件

一、規約改正研究委員選定の件

第一項の委員制度は今回初めて實行する事として小組長に代つたものである。区内四區より二十七名選出に決定す(別記掲載参照)。

第二項に就いては一區二名の研究委員を選出し研究することに決定した。

昭和五年

一月十八日 評議員會開會す。

議案

一、議案第三十六號會計囑託の件

一、議案第三十七號衛生委員及顧問醫囑託の件

第一事項に就ては副組長羽間圓次郎氏を推舉す。

第二事項に就ては委員に關する分は原案を可決し、顧問醫は各區一名と決す。

顧問 醫

(大仁) 邑上 順一

(北浦江) 伊東 重雄

(南浦江) 藤野 早苗

(海老江) 贅 彌三郎

委員 第一、二、三、四區共二十七名づゝ即ち百八名

一月十八日 評議員協議會開會す。

協議事項

一、前理事者退職記念品贈呈の件

右可決す。

規約改正調査研究委員

- 一、第二區 (大 仁) 二川 俊 正 三宅 虎 雄
 - 一、第二區 (北浦江) 成井 卯 三 郎 増田 佐 吉
 - 一、第三區 (南浦江) 村 田 數 馬 吉 崎 延 一
 - 一、第四區 (海老江) 卷 野 止 男 三浦 藤 次 郎
- 一月二十七日 組合規約改正調査委員会開會す。

一、無記名投票の結果二川俊正議員委員長と決定し、逐條審議す。議長設置の可否を無記名投票に依る賛成者多数にて設置に可決し議事細則逐條審議す。

第四章役員及其權限、第十一條中の項中に「正副議長」を入れる事及第六章評議員會、第五十條の項中に「評議員會は總て評議員會議細則に準據するものとす」と挿入の點が重視さる。

二月十三日 評議員協議會開會す左記顧問會決定の報告をなす。

前理事者四名退職慰勞金贈呈の件を附す。

議長指名に依り各區より委員二名を選出し委員會に於て審議す。

前役員全部に對する感謝狀贈呈の件は満場一致可決す。

二川委員長より規約改正調査委員會の報告あり。

二月十三日 評議員會開會す。

議 案

一、議案第三十八號評議員會議事細則設定の件

一、分離建議案提出に關する件(提案者第二區評議員)

第一項に就ては逐條審議を行ひ、假議長を設置するの件を無記名投票により開票の結果二川俊正議員假議長決定し議事を進む。

左の建議案を討議す。

建 議 案

第一區第二區を左の理由に依り速かに分離せられん事を建議す。

理 由

第一區は全町の輿論に依り分離の賛否を問ひ合理的に町の公認候補として評議員候補者を推薦し立候補者亦是れに應じて全組合員に分離を聲明し公認候補者全部當選せられたり是れ輿論の然らしむる處なり

第二區は全町の輿論に鑑み分離期成會を組織し分離の可否を問ひたるに未だ一人の反對者もなく分離を條件として候補者を公認し立候補者亦第一區同様組合員に聲明し以て公認全部當選せられたり（協定外の候補者も分離に賛成なり）是れ第一區及第二區を通じての一大輿論にして是れ本建議案の第一理由なり

二 本組合は鶯洲町の時代極めて少數の時に組織せられ世の進運に伴ひ今日の大をなし全市に於ても屈指の大組合となれるも是れがため反つて施設の徹底を缺き現今の状態となり之れを改善し施設の徹底を期せんとす是れ本案第二の理由なり

三 第一區第二區は三區四區との境界を省線高架壁を以て遮られ區域は極めて明瞭にして分離をなすに最も適當なる事是れ本案第三の理由なり

四 組合の事業其他總ての點に於て密接なる關係ある警察署は第一區第二區は中津署の所轄にして第三區第四區は福島署の所轄せらるゝ處にして手数と不便の少なからざるは識者の常に遺憾とする處にて幸にして分離せんか第三の理由と全様區域は極めて明瞭にして警察署の關係も至極好都合なり是れ本案第四の理由なり

五 本議案は前評議員より輿論に依り提出せられたるも理事者の提議に依り其の可否を確めるため森、井

阪兩市會議員に依頼し市當局に折衝せられたる決行可能なりとの回答を得て辻本千代造、大石虎吉兩前評議員より正規の賛成を得て提出せらるゝや全會一致異議なく賛成せられたるも時恰も改選期に間もなきため改選後の新評議員に於て實行せられん事を決議せられたるは議事録に依るも明なり
是れ本案第五の理由なり

六 若し本會議に於て本案が否決の運命を見んか一區二區の組合員は到底忍ぶ能はず直ちに組合脱退の舉に出づ可しとの議も聞く、若し斯る不詳の問題の起らんか實に由々敷大事にして遺憾此の上なし、理事者も宜敷此點に善處せられん事を希望す
尙分離をして區域を縮少せば經費が高くなるとの見解を有する人あるやにも聞知するも現在の世相に鑑み冗費を節約し役員理事者従業員等一致協力組合本位に善處し完全なる方法を講ずれば現在と比較して組合費の低減若しくは施設の徹底を期し得る事は明かにして何等懸念の要なしと信ず、此の意味に於て是非本建議案に賛成せられん事を乞ふ

右の理由に依り提案仕候也

昭和五年二月十三日

提出者

第二區評議員	成井卯三郎	同	寛敬三
同	森田猪助	同	増田佐吉
同	上田信右衛門	同	土崎正義
賛成者	小西貞一	同	柱本久次郎

鷺洲衛生組合評議員會議事細則

第一章 總 則

- 第一條 評議員會は組長之を召集す
- 第二條 評議員の席次は選舉後の第一回評議員會に於て抽籤を以つて之を定む補缺評議員の議席は抽籤に依り之を定む
- 第三條 會議の通知書は開會三日前に開會日時場所及議題を記し組長之を送附す
但し緊急の場合は此限りにあらず

- 第四條 評議員は病氣又は其他の事故により評議員會及委員會に出席する能はざるときは開會前其旨組長に届出づるものとす
- 第五條 評議員會は評議員半數以上出席するにあらざれば開會することを得ず同事件に付再度招集するも尙半數以下なるときは此限りにあらず
- 第六條 評議員會は假議長を置く事を得但假議長は評議員の互選とす
- 第七條 議事開始の時刻に至り出席評議員定數に達したるを認めたる時は議長は會議を開くことを宣告す
- 會議中退場せんとするものは議長の許可を得るものとす
- 第八條 理事者及評議員自己に關係ある議事に參與することを得ず
但し自己の一身上に關する辨明の際は此限りにあらず

第二章 議 事

第一節 發議及動議

- 第九條 議長は豫め通告ありたる議案の順序により議事を進行すべし

議事の順序を變更に付動議の成立したる時又は理事者より提議ありたる時は議長は討論を用ひず會議に諮り之を決すべし

第十條 凡て動議は貳名以上の賛成者を待て議題となすべし

但し二名以上の賛成ある動議は發議者之を取消し又は變更するも其効を有す

第十一條 賛成者なき動議は消滅したるものと見做し一切の言議を許さず

第二節 讀 會

第十二條 議事は第三讀會を経て之を決すべし

但し出席評議員過半数以上の同意ありたるときは讀會を省略することを得

第十三條 第一讀會に於て議長は先づ其議題を宣告し書記をして議案を朗讀せしめたる後理事者又は發議者は其趣旨を説明すべし

議長は時宜に依り議案の朗讀及説明を省略することを得

第十四條 第一讀會に於て議案の大体に付質問したる後第二讀會を開くべきや否やを決すべし

委員附託の動議は第一讀會に於て之を提出すべし

委員附託の動議によりて之を可決したるときは其報告を待て第二讀會を開くべきや否やを決すべし

第二讀會を開くべからずと決したるときは其議案は廢棄したるものとす

第十五條 第二讀會に於ては議案の各條に付審議するものとす

議案修正の意見ありたる時は第二讀會に於て議案修正の動議を提出することを得

第十六條 議長逐條審議の順序を變更し又は數條を併合し若くは分割して討論に付することを得

第十七條 第二讀會を経て第三讀會に於て議案全体の可否を決し之を確定議とす

第三節 建 議

第十八條 評議員は建議案を提出せんとするときは文案を具し理由を付し參名以上の賛成者を得て議長に提出すべし

前項の建議案に付議長は出席評議員三分の一以上賛成ありたるときは議題として可否を決すべし

第四節 討論及議場の秩序

第十九條 評議員發言せんとするときは議長と呼び自己の番號を告げ理事者は(番外)と唱へ議長の許可を待て陳述するものとす

第二十條 二人以上同時に發言を求むる時は議長は發言者の先後を決すべし

第二十一條 議長表決を採らんとするときは討論終結を告げ議場に諮り之を決すべし

第廿二條 會議中非禮の言語を用ひ又は他の評議員の毀譽褒貶に涉り若くは議事の進行を妨げ議場の秩序を紊す言語あるべからず

第廿三條 議長は評議員の言語に關し議場の秩序を維持するため必要なるを認めたる時は注意又は警告をなし尙應ぜざる時は發言の制止取消を命ずることを得

第五節 採 決

第廿四條 議長表決を採らんとする時は議案を明示して採決する旨を宣告す

議長の採決宣告後は其議案に付發言を許さず採決の方法は起立舉手又は投票の三種とし議長は出席評議員多數の賛成を得て之を用ゆべし

表決の數は議長書記をして點檢せしめ直ちに議場に報告すべし

第廿五條 表決は特別の定めある場合を除く外出席者の過半數を以て決すべし、可否同數なるときは議長の決する處による

第廿六條 出席評議員は故なくして表決權數に加はらざることを得ず

第廿七條 議案に付異議なきときは議長は採決の手續きを省略して全會一致可決の旨を宣告することを
得

第廿八條 修正案は原案に先立ち可否を決すべし

數個の修正案成立したるときは採決の順序は其趣旨原案に最も遠きものより先に原案修正案共に正規の賛成を得ざる場合に當り會議に於て廢棄すべからざるものを議決するときは特に委員を選挙して更に修正案を作製提出せしむる事あるべし此場合理事者は委員會に参加することを得

第廿九條 評議員會に於て決議したる事項は之を決議録に記載し議長及出席評議員貳名以上署名捺印して事務所に保存すべし

第六節 委 員 會

第三十條 委員は選舉又は議長指名に依り選定す

第卅一條 委員會は互選を以て委員長を選挙すべし

第卅二條 委員長は委員會の會議を整理す

第卅三條 委員會の審査は評議員會の附托したる事項に限る

第卅四條 理事者及議長は委員會に出席し附托事項に關し説明をなし若くは意見を陳述することを得

第卅五條 委員會の審査終了したるときは報告書を作り委員長より議長に提出し且つ口頭を以て評議員會に報告すべし

第卅六條 委員會は委員會決議録を作り出席者の氏名、表決の數、決議の要領其他重要な事項を記録し事務所に保存すべし

第卅七條 本細則は評議員會の決議を得るにあらざれば變更することを得ず

第卅八條 本細則は決議の日より施行す

昭和五年二月十三日

二月二十六日 評議員會開會す。

一、議案第三十九號 (原案可決)

昭和四年度鷺洲衛生組合第二回追加更正豫算認定の件

本案は、去る二月十三日の協議會に於て可決せる前理事者退職慰勞金及元集金人退職給與金として支出せんとするものにして、本年度に於て決裁すべき性質上提出さる。
讀會省略原案可決す。

一、議案第壹號 (可決)

昭和五年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件 (歳入出各二萬五千八百二十三圓也)

議長選舉の上審議となり、無記名投票の選舉の結果二川議員議長に當選し、理事者側より詳細なる説

明あり。審議の結果無記名投票に依り絶對多數にて原案可決す。

三月六日 組合事務所に於て鷺洲衛生組合分離調査委員會開會す。

第二區委員を代表して増田委員より経過報告をなす、尙第一區との諒解につき説明す。成井委員より補足説明し、分離後の經營方針を述べ、尙第二區に於ける組合員の分離賛成方につき調印し、期成會の分離決行状態を附言する所があつた。

右の結果、期成會幹部と第一區評議員と會見する事とし次回委員會に報告する事として散會す。

五月二十八日 評議員會開會す。

一、議案第貳號昭和四年度鷺洲衛生組合歳入出決算認定の件 (歳入決算高二萬七千八百四圓九錢五厘、歳出決算高二萬五千二百五十五圓七十八錢五厘、歳入出差引殘金二千五百四十八圓三十一錢也
昭和五年度へ繰越す)

二川議員議長に當選し議事を進む。

理事者より提案説明あり、調査委員四名を左の通り指名し委員會を開く。

第一區	尾形繁造	第二區	小西貞一
第三區	土生鎮雄	第四區	卷野止男

卷野委員長委員会の報告をなし、讀會省略一次會を以て確定議として認定す。

一、分離調査委員報告の件（撤回案可決す）

分離建議案撤回の件

一、昭和五年二月十三日提出せし覺洲衛生組合中（第一區第二區）分離建議案を今回左記理由に依り撤回するものなり

理由

一、第一區（大仁）より時期尙早の申出あり従て第二區（北浦江）のみにては合法的分離不可能なり依りて曩きに提出せる建議案を撤回す

昭和五年五月廿六日

建議案提出者

第二區評議員	成井卯三郎	同	寛	敬三
同	森田猪助	同	増田	佐吉
同	上田信右衛門	同	土崎	正義

尙二川議長は、分離調査委員長として其後の経過を報告す。斯くて左記の建議案撤回書が本會に提出

あり、依つて圓滿解決せる旨を報告し閉會す。

六月三日 當組合に於て役員（評議員、衛生委員）別に徽章作製し配送す。尙右は任期中佩用するものと決定さる。左圖は評議員章、衛生委員章は文字を委と改め色を異にす。

六月二十三日 當組合衛生委員會を開會す。

協議事項

一、衛生委員受持區域制の件

一、同 上職務章程の件（組合規約抜萃）

一、清潔方法施行日割の件

一、組合員（各等級割及空家數）戸數通知の件

八月十三日 評議員協議會開會す。

協議事項

一、管内清潔方法終了報告の件

二、街路掃除隊（壹組貳人）組織の件

三、塵芥箱無料塗替の件



経費の都合上有料(参銭)とす

四、私設下水(會所、土管)修理改良促進の件

十月二十二日 評議員協議會開會す。

協議事項

一、健康週間に關する件

昭和八年

月二十三日 評議員會開會す。

一、第參號議案退職竝に死亡給與金支給規程改正の件

二川議員無記名投票の結果議長に當選し議事を進む。

第參號議案の給與規定は、大正拾四年拾壹月四日の評議員會に於て制定せるものであるが、不備の點あり改正せんとするもので、理事者より詳細なる提案説明あり、委員附托により審議する事となり左

の委員を選出す。

給與規程審議調査委員

第一區	濱田國松	北川好藏
第二區	箕敬三	土崎正義
第三區	中尾長次郎	村田數馬
第四區	兒子岩吉	増田八治郎

別室に於て委員會開會、箕委員長より委員會の結果を報告す。一部訂正の上修正案可決す。即ち左の通り

退職竝に死亡給與金支給規定

第一條 鷺洲衛生組合書記以下有給職員任命後及掃除人夫定備採用後各在職滿二ヶ年以上にして退職若しくは死亡したるときは本規程に基き退職又は死亡給與金を支給す

第二條 退職竝に死亡給與金は定備の者に限り之を支給し臨時雇の者には支給せざるものとす

第三條 退職並に死亡給與金は左の區分に依り在職年數に對する金額を一時に支給するものとす但し圓位未滿は圓位に滿たしむ

一、書記以下有給職員にして任命後在職滿二ケ年以上の者に對しては一年毎に退職當時の給料一ヶ月分を支給す

二、掃除人夫定備採用後在職滿二ケ年以上の者に對しては一年毎に退職當時の日給二十日分を支給す

三、公務に原因する傷痍疾病に依り死亡したるときは前二項の金額を二倍し作業中負傷し不具廢失となりたる者又は傳染病消毒施行従事の爲め之に感染し發病の結果退職の止むなきに至れる者等に對しては其程度により前二項の金額の二倍以内を各給與するものとす

四、死亡給與金は其遺族に給與す遺族とは官吏恩給法に依り遺族と稱するものを云ふ

第四條 在職年數を算定するには勤務日數を問はず任命或は定備採用の日より起算し退職又は死亡の日を以て終りとす

本則施行以前より引續き在職せるものありても亦同じ

第五條 當組合有給職員並に掃除人夫懲戒處分又は在職中犯罪のため刑罰に處せられたるものには退職給與金を支給せず

但し本條に該當すべき事項にして審議中退職したるときは其確定の日まで支給を停止す

第六條 本給與金は毎年度決算に於て退職並に死亡者なきときは其金額を又退職並に死亡者ありても剩餘金あるときは其殘額を各控除し積立つるものとす

第七條 前條の積立金は最も信用ある銀行に預金し利殖するものとす

但し積立金より生ずる利子は毎年度豫算並に決算に計上するものとす

附 則

第八條 本規程は決議の日より之を施行す

一、議案 昭和六年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件（歳入出豫算高貳萬八千九百參拾七圓也）

理事者の説明あり審議に移る。慎重審議の上第二第三讀會を経て原案可決す。

五月七日 評議員會開會す。

第二號議案 昭和五年度鷺洲衛生組合歳入出決算認定の件（歳入決算高貳萬六千九百四拾壹圓四拾錢也

歳出決算高貳萬壹千八百參拾圓參拾錢也、歳入出差引殘金五千壹百拾壹圓拾錢也昭和六年度へ

繰越す）

二川議員無記名投票により議長に當選し議事を進む。市村組長詳細提案説明をなす。
五選の結果左記審査委員会を開く。

審査委員名

三宅 虎雄 増田 佐吉 吉崎 延一 卷野 止男
以上

三宅委員長より委員会の報告あり、讀會省略の上原案可決す。

七月二十二日 評議員協議會を開會す。

協議事項

- 一、夏期宣傳會開催の件
- 一、石油乳劑無料頒布の件
- 一、塵芥箱無料塗替の件

七月二十七日 評議員會開會す。

第三號議案 鷺洲衛生組合役員實費辨償支給規程改正の件
市村組長より提出議案の説明あり、左の通り原案可決す。

鷺洲衛生組合役員實費辨償支給規程

第一條 組合役員職務の爲に要する實費辨償額を定むること左の如し

一、組長	年額	金壹百圓也
一、副組長	同	金參拾圓也
一、會計	同	金貳百圓也
一、評議員	同	金拾圓也
一、衛生委員	同	金四圓也
一、顧問醫	同	金四圓也

評議員にして組長、副組長、會計を兼ねる場合は評議員の實費辨償は之を支給せず

第二條 實費辨償は毎年六月、九月、十二月、三月の四回に分ち各二十一日に之を支給す但し休日に當るときは其の翌日とす

第三條 新任者の實費辨償は就任の日より又退任者並に死亡者に對しては退任並に死亡の日迄各日割計算を以て支給す

第四條 組合役員職務上出張の爲費用を要するときは左の金額を支給す

一、市内出張の場合は日當一日に付金壹圓也

但し直接監督の衝にある官公署へ出張の場合は其實費

一、市外出張の場合は日當一日に付金壹圓五拾錢也

一、宿泊を要すべき場合は宿泊料一泊金參圓也

一、汽車、汽船は三等の實費、車馬賃は其の實費

第五條 本規程は認可の日より之を施行す

十月十日 評議員協議會を開會す。

健康週間及衛生展覽會に就いて報告及打合を行ふ。

昭和七年

二月二十七日 評議員會を開會す。

議案第四號 組合費改正の件

二川議員議長に選出され議事を進む。

理事者より提案説明ありて、原案中「等外賦課額は建坪を標準とし左の通り制定す」とあるを「等外賦課額は建坪及其他の状況に依り之を制定す」と修正されて決定す。

三月二十六日 評議員會開會す。

議案第一號 昭和七年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件（歳入出豫算高參萬九百拾參圓也）

卷野議員議長に選出され議事を進む。

理事者より提案説明あり議員の質疑應答あり原案を可決し確定議となる。

五月二十五日 評議員會開會す。

議案第貳號 昭和六年度鷺洲衛生組合歳入出決算認定の件（歳入決算高貳萬九千六百七拾四圓拾七錢也
歳出決算高貳萬參千八百拾四圓拾七錢也、歳入出差引殘金六千五百九拾圓也昭和七年度へ
繰越す）

二川議員議長に選出され議事を進む。

左の通り會計審査會を各區より貳名づゝ互選す。

- 第一區 小崎永次郎 尾形繁造
- 第二區 土崎正義 増田佐吉
- 第三區 太田政一 梅本嘉市郎
- 第四區 兒子岩吉 野口豊吉

右會計審査委員は會計簿及證憑書類其他一切の検査を了し、梅本委員長より本案が正當の收支決算と認定せる旨委員會の報告をなす。

斯て原案を可決確定議とす。

六月六日 評議員協議會開會す。

改正せる組合費等外の部に於て拾四軒不納者あり、之が納付方交渉の件につき協議す。

交渉委員

- 一、大 仁 小崎永次郎 尾形繁造 二川俊正
- 一、北浦江 馬淵吾一 成井卯三郎 増田佐吉 森田猪助
- 一、南浦江 稻原孫太郎 太田政一 米田政太郎 谷山善重郎

吉崎延一

- 一、海老江 増田八治郎 護邦文次

羽間副組長より市村組長の辞任届が本日提出されたる旨を告ぐ。

市村組長より辭任の挨拶あり、互選の結果左の委員に一任留任勸告の交渉と決す。

- 大 仁 小崎永次郎 長尾與三郎 北川好藏
- 北浦江 土崎正義 成井卯三郎 増田佐吉
- 南浦江 吉崎延一 谷山善重郎 梅本嘉市郎
- 海老江 中村市太郎 卷野止男 増田八治郎

右委員市村組長と面談の結果、辭意固く留任の見込みなしと梅本委員長より報告あり。

六月十一日 評議員協議會を開會す。

羽間副組長議長席に着き市村組長辭任につき協議の件を告ぐ。

卷野議員議長となり、三浦委員長は市村氏の辭意固く留任の望なき旨報告す。

依て補缺選舉の件を提出し、各區より交渉委員一名づゝを選出し他區議員と交渉をなす事と決定す。

六月十一日 評議員會々議を開會す。

議案 組長後任選出の件

二川議員議長として議事を進む。

市村議員組長補缺選舉に先だち挨拶を述べ。

直に議事に入り無記名投票の結果左の通り當選す。

當選 組長 羽間圓次郎

議案 副組長補缺選舉の件

無記名投票に依り左の通り。

當選 副組長 長尾與三郎

議案 會計囑託の件

羽間組長の指名に依り副組長馬淵吾一氏に囑託す。

右終つて二川議長より評議員一同を代表し新舊組長に挨拶す。

六月十一日 評議員協議會を開會す。

二川議員議長席につき前組長市村兵次郎氏に對し退職記念品贈呈の件につき協議す。

議長指名各區貳名づゝの左の委員に附託す。

小崎永次郎 尾形繁造 土崎正義 成井卯三郎
米田政太郎 中尾長次郎 兒子岩吉 三浦藤次郎

議長設置の件

議長並副議長設置は左の通り可決し、其の順番は左の通りに決す。

第一期〔自昭和七年六月十一日〕六ヶ月間

議長(第三區)梅本議員 副議長(第二區)成井議員 同(第一區)三宅議員

第二期〔自昭和七年十二月十一日〕六ヶ月間

議長(第二區)成井議員 副議長(第一區)三宅議員 同(第三區)梅本議員

第三期〔自昭和八年六月十一日〕六ヶ月間

議長(第一區)三宅議員 副議長(第三區)梅本議員 同(第二區)成井議員

六月十八日 評議員會開會す。

議案 第六號 昭和七年度鷺洲衛生組合歳入出第一回追加更正豫算の件

理事者より提案説明あり、讀會省略第一讀會を以て確定議となる。

次に現在迄の議長として二川、卷野兩氏に對し感謝狀贈呈に決す。

八月十三日 協議會開會左の件を議決す。

- 一、夏期清潔方法施行の件
- 一、乳劑配給の件

一、ゴミ箱塗替第二回目實施の件

十月七日 評議員會を開會す。

議案第七號 鷺洲衛生組合規約改正の件

當組合規約中第六章第四十六條を左の通り改正せんとするものなり。

第六章 評議員會 (『は改正』)

第四十六條 評議員會は組長を以て議長とす、組長副組長共に故障あるときは出席の年長者之を代理す
『第四十六條 評議員會は組長を以て議長とす組長副組長共に故障あるときは評議員の互選を以て議長を壹名副議長壹名を置くことを得』

附 則

本規約の改正は認可の日より之を施行す。

異議なく満場一致の上原案可決す。

十一月七日 評議員會開會す。

議案 第八號 正副議長設置の件

理事者より提案説明あり無記名投票にて左の通り決定す。

- 一 議長 梅本嘉一郎
- 一 副議長 成井卯三郎

十一月七日 評議員協議會開會す。

協議事項

一、組合費に關する件

右は組合費不納者其他に關して、其の區の評議員より之れが納付方を依頼懇願する事に決す。

一、規約改正に關する件

左の調査委員を選出し、研究調査をなすことと決定す。

規約改正調査委員

昭和八年

大 仁	尾形繁造	小崎永次郎	二川俊正
北浦江	土崎正義	小西貞一	増田佐吉
南浦江	太田政一	米田政太郎	中尾長次郎
海老江	兒子岩吉	卷野止男	三浦藤次郎

二月二十五日 評議員會開會す。

議案 第九號 議長選舉の件

左の通り當選者決定す。

當 選 成井卯三郎

議案 第十號 副議長補缺選舉の件

三月十一日 評議員會開會す。

當 選 三宅 虎 雄

議案 第一號 昭和八年度鷺洲衛生組合歳入出豫算認定の件（歳入出總豫算高貳萬七千四百八拾圓也）

理事者より詳細なる提案説明あり。逐條審議の結果新規事業施行上に付て更正豫算編成を附帶條件として本豫算を承認することに決す。

六月二十七日 評議員會を開く。

第四區海老江補缺選舉當選者西村万助、小池季弘兩議員より挨拶あり。

議長選舉の結果、三宅虎雄議員當選し、新議長として先づ挨拶の後、副議長選舉に移り梅本嘉市郎議員當選し、挨拶に續いて議事に入る。

議長當選 三宅 虎 雄 副議長當選 梅本 嘉 一 郎

一、昭和七年度鷺洲衛生組合歳入出決算（歳入決算高參萬壹千七百四拾壹圓拾參錢也、歳出貳萬八千參百五拾五圓九拾八錢也、差引殘金參千參百八拾五圓拾五錢也、昭和八年度へ繰越す）認定の件

に關し理事者の説明あり。左の會計審査委員を擧げ、二川委員長より報告あり、全員異議なく認定す。

第一區 大 仁 二川 俊 正

第二區 北浦江 増田 佐吉
第三區 南浦江 太田 政一
第四區 海老江 巻野 止男

八月六日 評議員會を開く。三宅議長開會を宣し

一、組合規約改正の件

改正の主要點は(一)評議員を十二名増加する

即ち 増員の理由は、近年組合管内が著しく發展し戸數激増の結果現在壹萬四千戸を數へ自然事業の擴張を來たし、之が徹底を期する事(二)選舉區を従來中選舉區制としたものを小選舉區制にする。

これは一層役員の配置を考慮す(三)更に投票方法を従來の連記制では過去の選舉に徴して非常に複雑で、これを單記制にする(四)其他選舉施行に關して不備の點を改正又は補足し、本年の定期總選舉に直面の折柄直ちに施行せんとするものである。

原案に對し全員異議なく可決す。

九月十八日 評議員會を開く。議案は

一、昭和八年度歳入出第一回追加更正豫算の件

一、組合沿革誌編纂委員選出の件

事業中街路掃除並に乳劑配給等徹底的施行の結果使用人の増加を來たし延四百人分を計上し、事業擴張に伴ふ宣傳費の増額其他で、又一方本組合は創立以來早や二十年を経過するが、史料として見る可きものがない、これを遺憾として二十年を記念し沿革誌を作成する事となる。

何れも満場一致原案可決となり編纂委員として評議員全員當り、其の内次の通り實行委員を擧ぐ。

第一區 大 仁 市村兵次郎 二川 俊正
第二區 北浦江 上田信右衛門 増田 佐吉
第三區 南浦江 太田 政一 谷山善次郎
第四區 海老江 巻野 止男 三浦藤次郎

委員長として二川俊正議員を推す。

續いて、緊急動議として二川議員より左の通り提議す。

一、組合分離の件

右の理由は、本案が前期評議員會で満場一致で可決して、今期評議員會に持ち越された點と、現評議員就任當時北浦江選出議員一同より提議され當時評議員會は時期尙早として建議案の撤回となり其儘

未解決である。折柄大仁區域に於て輿論擡頭し、更に事業の徹底を計るため圓滿裡に可決するか、さなくとも之が取扱を明瞭にし處置するが妥當であるとの理由で本會議を續行した。

斯くて慎重、審議を次回に行ふ事となり打合の上閉會す。

九月二十七日 更に評議員會を開き、質問應答を續け、委員會に移す。

分離實行調査委員

(大 仁) 市村兵次郎 濱田國松 二川俊正
(北 浦 江) 土崎正義 成井卯三郎 増田佐吉
(南 浦 江) 米田政太郎 中尾長次郎 梅本嘉市郎
(海 老 江) 兒子岩吉 卷野止男 三浦藤三郎

次いで、成井卯三郎氏委員長に推され、委員會を開き、報告の上評議員會により次の通り決議書の承認を可決して圓滿裡に處決す。

決 議 書

現組合區域より大仁北浦江を一劃とする分離實行の議案は、抑も前評議員本會議に基く滿場一致による議決にして、任期の關係上現職議員に托せられたるに鑑み又現評議員就任當時、北浦江選出全職員の建

議書による提案にして、大仁選出議員もこれに賛成したるも、時期尙早なるを以て撤回され今日に及べるものなり。

今や吾々評議員の任期は滿了に迫れり。爲に之を等閑に附し看過するは當を得ず、此機を以て實行の可否を本會議に諮ひ、圓滑を基調として實行可能なりとせば資産上憂ひなきを見る今日を適時と見做さる又一面本組合が二十年の星霜を閲し順調なる發展を告げ來つた此際紛糾裡に解散斷行の舉に導く處ありとせば、熟考すべき重大事なりと思惟す。從て吾々評議員は本議案の取捨を明瞭にするは職責の然らしむる處なりと信じ、委員會を開會し、慎重審議を重ねたり。

其結果、大仁區域に於て全議員は本議案を事業の徹底を計る上に於て輿論に基き賛成せるも、北浦江に於いては當初絶對的に分離實行を提唱したる分離期成同盟會が、解散後同區に於いて今日更に輿論なしとの選出評議員一同の明言によりこの間考慮の餘地ありと見做さる。從て輿論を尊重し平和裡の議決を冀望する提案者の意思によりこれを投票を用ひずして採決によつて處置し、茲に現評議員が職責上本會議に附し、議事録に右の事情を明にして本議案に對する態度を明瞭にせん事を決議す。 以上

昭和八年十月十九日

分離實行調査委員會

第二事業篇



十二月二十一日 評議員協議會を開會す。

一、選舉執行に關する件

其筋より選舉に關する注意警告あり、組合長より詳細述る處があつた。最後に二川議員の發言で四ヶ年任期中の理事者、正副議長に對する夫々謝辭あり、更にこれに答へて挨拶が行はれた。

事業篇

組合設立の目的としては、平時と傳染病發生時とを問はず、組合の区域内の清潔状態を維持し、法定傳染病其他傳染性疾患の豫防撲滅を期するにある。これに兼ねて一般公衆衛生に關する事業を助長し、一面組合員の衛生思想を啓發し公私衛生の普及を圖る譯である。

我組合が過る二十ヶ年、町時代より獨立後の今日に至るまで、右目的遂行のために具體化して諸種の事業に着手し組合員の理解と相俟つて、其筋との交渉、監督よろしく、役員諸氏の活動と共に顯著なる諸般事業の成就、繼續を來して居る。

試みに、平時の場合を考慮すると、溝渠其他不潔なる場所を清潔ならしめ、整備しつゝある事、種痘を奨励し未済者に對し其接種を勧誘する事、清潔方法施行を督勵監査する事、衛生講演會、衛生活動寫眞會

の開催其他衛生思想を促進する方法を講ずる事、必要なる法令の發布並に改廢及當該官公署の命令並に通牒等を組合員に周知する等これに屬するのである。一朝傳染病の發生時に際しては、其の責務や頗る重且つ大なるものがある。其の流行の兆あるときは直ちに之が豫防並に攝生上の注意事項を組合員に警告する、鼠族蠅類の驅除に努む、豫防注射の勵行、患者の發見並に届出を迅速なやう適當の措置を講ずる、届出及消毒方法其他豫防宣傳に活動する等民間の衛生機關として其の使命の發揮せらるゝ處である。

次に本組合が最近行つた諸種の事業成績を擧ぐるに、左の通りで卷末の年度統計と相共に其の一斑を記載する。

種痘の勵行

本組合は町役場及區役所で行ふ定期種痘及大阪市保健部防疫課の施行する臨時種痘に際して、常に各種の便宜を計り來つた。試みに大正五年以降昭和二年九月末迄の統計によるに、府下患者總數一千九百餘名内死亡五百餘名を算出するの有様で、種痘の普及勵行は極めて緊要事である。

殊に當區の如き人口稠密の域にありては、毎年の出生兒相當多數である許りでなく、轉出入者も亦極めて多く、時に種痘脱洩者を出し、爲に痘瘡流行の因を作る場合が尠くない。従て本組合は當局の施設に策應し、要種痘者の奨励及脱洩者調査等に關して努力した處である。

◇
大正十五年五月、横濱其他關東方面に痘瘡流行し、爲に所轄署では本組合に注意方あり、組合員に對し印刷物により注意を促す一方種痘を左の通り勵行す。

◇
昭和參年五月大阪市に天然痘の浸入し、曠古の御大典を今秋隣接京都市に行はせらるゝ折柄、各種傳染病の豫防に全力を傾倒し根絶に努力すると共に種痘を勵行す。轉ばぬ先の杖、當組合管内組合員及家族一般に對し種痘無料施行する事として、五月十三日より同十六日まで四日間、鷺洲第二、四、一、三小學校同二十四日第五小學校毎に日を替へて行ふ。特に所轄警察署及鷺洲第五教化委員會の助力を受く。又市防疫課より痘苗貳萬人分を受く。右施行人數は一萬五千六百六十四名の多數に上る。

尙定期種痘勵行に際して、前記の通り、前年來大阪市に多數の患者を續發した後を受け、更に官民協力豫防撲滅の意氣で區役所係員と協同、努むる處があつた。

臨時種痘成績調査（昭和參年六月）

- ◎施行日數 延十七日
- ◎接種人員 學校兒童一八五〇名、其他のもの一六〇一九名、總計一萬七千八百六十九名
- ◎痘苗使用量 防疫課より受領數二萬人分 組合にて購入數九千九百五十名分計二萬九千九百五十名分

昭和四年三月 昭和四年度第一期第二期定期種痘を行ふ。施行場も各區内の小學校とす。

昭和四年十月、定期種痘を左の豫定通り、連日正午より三時まで、生後九十日以上十歳未満の乳幼児に對して施行す。

區 域	接種月日	檢診月日	豫定人員	種痘場所
大 仁	十月十五日	十月二十一日	二六〇	鷺洲第二小學校
北 浦 江	同 十六日	同 二十二日	二九〇	同 第四
南 浦 江	同 十八日	同 二十五日	四六〇	同 第一
川 上 町 江	同 十九日			

海 老 江	同 廿三日	同 三十日	五五〇	同 第三
	廿四日			

昭和六年十一月、第一期の種痘施行に關し區役所で、寄留の有無に拘はらず生後九十以上の幼児及未だ一回も種痘せぬ者に對し接種日と檢診日を定めて勵行す。

昭和七年五月、定期種痘天然痘の流行の折柄、左の通り毎日、正午より午後三時までと限り、生後九十以上の未種痘兒に對し施行す。

右種痘無料施行は五月十七日、十八日、十九日の三日間全區に亘り種苗約參萬五千人分を持ち行ふ。其結果一般組合員に對し貳萬貳千拾四人、小學兒童に對しては五千五百人、總計貳萬七千五百拾四人施行し良成績を擧げた。

	十七日	十八日	十九日	合 計
大 仁	一二〇一人	一四六八	一五四三	四二一二
北 浦 江	一三七四	一五七九	一八九九	四八五二
南 浦 江	八八三	一八五七	二六六六	五四〇六



海老江 一七五八 三〇五九 二七二七 七五四四
 合計 五二一六 七九六三 八八三五 二二〇一四人

大阪市内は眞性天然痘猛威を振ひ、市内に眞性患者が發生し特に今秋府下に於て陸軍大演習舉行せらるる事として、一時も速く根絶をはかるため、各方面とも努力し、本組合も斯くは注意の印刷物を配付すると共に種痘施行を行つたものである。(寫眞は種痘施行の實況)



昭和八年五月左の日時と場所を得て流行の天然痘に對し西淀川區役所と共同にて本籍、寄留のなき者も加へて種痘を勵行す。

五月 三日 正午より午後三時迄 鷺洲第一小學校
 五月 四日 同 同
 五月十六日 同 鷺洲第三小學校
 五月十七日 同 鷺洲第六小學校

昭和三年及全七年五月種痘無料施行成績

區域別	年度別	
	昭和三年	昭和七年
大 仁	二、七八八人	四、二二二人
北 浦 江	四、一八三人	六、三三二人
南 浦 江	四、二二一人	七、三八六人
海 老 江	四、四七二人	七、五四四人
計	一五、六六四人	二五、四六四人
塚本花川町	五〇三人	
總 計	一六、一九四人	二五、四六四人

清潔方法施行

大正十五年七月、夏季清潔方法施行に關し通知を發し、注意書を配る。同廿一日、區内海老江方面より東に向け施行に際し役員は市及び警察署と聯絡し、督勵及監視の任に當る、係員休憩所を海老江八阪神社第一、二、四小學校に設く、特に役員は自辨にて始めて白色外被を調製す。

昭和貳年八月三日より同月十九日まで互り管内夏期清潔方法を施行す。東大仁方面より開始し、役員總出、暑熱厳しい折柄、詰所を(大仁)鷺洲第二小學校(北浦江)同第四小學校(南浦江)區役所會議室(海老江)八阪神社々務所に設け、督勵、監視に努む。

昭和參年七月廿九日より夏季大掃除を實施した。本年は大阪全市を十三區域に別ち、當區は海老江町方面より南浦江、北浦江、大仁町の順序で各組合員へ確定の日取と掃除に關する注意書を配布して勵行す。

昭和四年五月下旬畏くも、聖駕を迎へ奉る事として例年の清潔法施行期日を繰上げ全市施行、初日を三月二十五日とし、當組合管内では四月中旬より大仁東端より着手、役員其他の詰所を大仁保健部出張所、同第二小學校、北浦江第四小學校、南浦江第一小學校、海老江八阪神社内に定め、大仁、北浦江、南浦江、海老江の順序で着手勵行す。幸ひ雨天順延の段取の處天氣好晴に恵まれ徹底さる。

昭和五年七月、定期の夏期清潔法を施行す。昨年は聖駕奉迎にて施行日を繰上げたが、本夏は恒例により七月と定め、全市一齊に七月十一日より開始したので、この日を初日として、區内は西端より順次十三日間に及んで役員及係員が夫々詰所に出張し、雨天順延にて休息日を定め勵行した。

昭和六年八月十七日を初日とし、本年度定期清潔法は昨年より一ヶ月を遅れ、區内東端部大仁東一二丁目より雨天順延、休息日を定め、役員係員總動員にて徹底を期して活動す。
尙此際乳劑を配布し併せて前後してゴミ箱無料塗替をす。

昭和七年八月二十四日を初日として、本年度定期清潔法を行ふ。本年は當區域は東部より開始、大仁東一丁目、北浦江、南浦江、海老江と順次進めて役員、係員の活動で検査、乳劑配付等勵行す。

昭和八年八月九日、本年度の定期大掃除を行ふ。役員係員總出の上、検査及乳劑配給に努む。本年は區内は西端海老江より八月九日を初日として始め、雨天順延、盆休をなし、其間乳劑配給所を大體前年度通り定め嚴行す。

施行成績表

町名	住家	倉庫	納屋	工場	空家	延期
海老江	四四五〇	一	一	一	二二四	一一
南浦江	三二〇七	一	一	一	二〇五	二二
北浦江	二五一七	三	九	四九	一三二	一一
大仁	二六六〇	一	一	一	九九	二二
計	一二八三四	三	九	四九	六六〇	六六

乳劑の無料配布

昭和六年八月、夏季大掃除施行に際して左の注意事項を掲げ、印刷に附した上各戸に配布し、石油乳劑（大阪市立衛生試験所製）無料頒布す、其の配給人數壹萬貳千人に上る。

注意書

- ◎引替券交附 掃除當日朝其區域へ組合役員より引替券を各戸に配ります
- ◎配給時間 午前十時より正午まで
- ◎配給所 掃除區域に五ヶ所乃至七ヶ所設置し一組合員に對し約一升御渡し致しますから引替券と容器とを持参し最も近い場所へ御越し下さい
- ◎撒布箇所 便所、走り元、下水會所、ゴミ箱其他不潔箇所へ如露様のものので平均にお撒き下さい
- ◎注意 以上掃除検査官の行く迄に撒いて置く事

昭和七年八月、石油乳劑無料頒布につき、本夏の常例夏期大掃除に夫々役員より引替券を交付し一組合員に對し約一升を持參の容器に入れ引渡す。左に乳劑四十九ヶ所の配給所を掲ぐと

(大仁區域)

日の出湯前、東口電車道理髮店前、菊水組前、光滿寺前、菊水館附近、第二小學校前、

末廣市場附近、第二朝日湯前、八阪神社裏

(北浦江區域)

安樂寺附近、神殿橋東附近、勝樂寺附近、第四小學校、組合人夫小屋前、神殿湯前、馬

淵橋東附近、北五丁目停留所附近、奥田委員前、一本松筋藤本委員前、第三朝日湯前、

カーボンペーパー附近

(南浦江區域)

妙壽寺附近、大池橋東附近、昭和クラブ附近、五介百貨店裏、古島印刷所附近、日本ノ

ート會社前、日本ボタン會社附近、日の出湯附近、川上町郵便局附近

(海老江區域)

岩田委員前、大池橋西附近、清水製氷所前、第一小學校、福商前、太平湯前、大和クラ

ブ東公設市場裏附近、贅病院附近、區役所附近、東湯附近、八阪神社、第三小學校、久

保委員附近、野口評議員附近、藁谷評議員附近、淀川湯附近、日藥湯附近

昭和八年六月、舉行の健康週間に際して蠅捕デーを二十日間に定め、蠅の驅除を行ふと共に、乳劑の配給に努め組合内を順次巡りて九月末までを限り全區域に亘り適宜撒布をなし無料配給の實績を擧ぐ。

昭和八年九月引續く乳劑の無料配給を行ふ。街路車に樽入の乳劑を運び判りよく旗を立て夫々持參の容器に分與し即時に撒布方を獎勵す。

蠅捕獎勵

昭和五年六月六日の衛生デーに際して、蠅の絶滅を計り寄生虫を驅除せよと印刷物を配り、同日より六月十五日まで大阪市立衛生試験所で開會の衛生展覽會(主催同試験所、大阪市保健部、大阪市衛生組合聯合會)開會の通知をなす。

昭和六年六月六日より廿五日まで二十日間宣傳ビラを配付し、蠅捕懸賞を催し好評を博す。即ちツバメ

印形様を標準としてマッチ箱一杯(約百疋入)を持参の者は抽籤券一枚を交付さる(蠅取紙、リボンでも可)事とし左の懸賞品を與ふ。

- 一 等 (市電貳圓バス貳冊) 一 本
- 二 等 (同 壹 冊) 三 本
- 三 等 (同 一圓一冊) 六 本
- 四 等 (同 五十錢同) 十 本
- 五 等 (同 石鹼三個) 八十本

右衛生デーを記念して實施した結果は、開始後日尙淺きに拘はらず、豫期以上の好成績を示し更に等外賞品を追加提供する事とした。

等 外 (鉛筆又は雜記帳) 貳百本

斯くて同月二十五日午後四時を以て締切り、七月二日役員立會の上抽籤を嚴正に行ひ、同發表を組合掲示板、役員方、湯屋、床屋其の他に掲示し、賞品は七月六日より十一日まで引替を行ふ。

昭和六年六月施行の懸賞蠅捕成績

期 間 昭和六年六月六日より二十五日迄廿日間

成績總箇數、 貳千四百五十九箱

(註) 箱はツバメ印同様形マッチ箱で蠅約百疋詰に當る

内 譯 大 仁 二六三箱 南浦江 一〇五二箱
北浦江 四三一箱 海老江 七一三箱



昭和七年には昨年の好成績に鑑み衛生デーである六月六日より二十五日間、抽籤券附蠅捕懸賞を宣傳ビラを配付し左の賞品付で極力勵行す。

- 一 等 市電五圓バス一冊 一 本
- 二 等 同 二圓同 三 本
- 三 等 同 一圓同 六 本
- 四 等 同 五十錢同 十 本
- 五 等 石鹼三個 八十本
- 等 外 學用品一種 百 本

舉行中成績頗る佳良で、更に受付所を事務所以外に大仁（鷺洲第二小學校）に増し、六月十八日より三十日まで毎日午後一時より同四時まで行ふ。

尙組合員の努力に酬ひ、更に獎勵し賞品を追加す。

一 等	一 本	追加して	二 本
二 等	三 本	同	五 本
三 等	六 本	同	八 本
四 等	十 本	同	十五 本
五 等	八十 本	同	百二十 本
等 外	百 本	同	百五十 本

昭和七年六月施行懸賞蠅捕成績

一、期 間 昭和七年六月六日より六月三十日まで

一、受付箱 (マッチ箱蠅約百匹在中) 總數 六千參百四十七個 一日平均二五三箱強
 内 譯 大 仁 一八七七 南浦江 二二四一

北浦江 七六七 海老江 一四六二

昭和八年の健康週間として六月五日より同二十四日まで舉行され、石油乳劑を無料配付する一面、前年通り警察署の後援を得て懸賞蠅捕を催す。

一、懸賞品總數 參百五拾本

一 等 (五圓相當品)	貳 本	二 等 (貳圓相當品)	五 本
三 等 (壹圓 同)	八 本	四 等 (石鹼半打)	貳拾五本
五 等 (石鹼三個)	六拾 本	等 外 (學用品)	貳百五拾本

一、抽籤券引換場所 本年は更に前年に比して二ヶ所を増置し受付の便宜を計つた。

- (大 仁) 第二小學校 (北浦江) 第四小學校
- (南浦江) 第一小學校 (海老江) 第三小學校

懸賞蠅捕成績表 (自昭和六年至昭和八年)

区域別	年度別			計
	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	
大 仁	二六三	一、八七七	七二〇	二、八五〇
北 浦 江	四三一	七六七	九七二	二、一七〇
南 浦 江	一、〇五二	二、二四一	九四六	四、二三九
海 老 江	七一三	一、四六二	四九九	二、六七四
計	二、四五九	六、三四七	三、一二七	一一、九三三

右事業として昭和六年度より施行せるものにして昭和六年度に比較して昭和七年度の激増は設備の徹底せる結果にして昭和七年度に對する昭和八年度の激減は蠅の繁殖少なりしによる(實地調査したる所何處共本年は大變蠅が少ないとの事を聴く)

塵芥箱塗替實施

昭和參年六月衛生デーの後を受けて、塵芥箱を戸毎に備へつけるやう夏の衛生として傳染病豫防、蠅の發生豫防の注意を喚び、ピラを再度撤く。

尙衛生組合より夫々に備付の塵芥箱を一時撤廢す。

塵芥箱設備調査表 (昭和參年六月現在)

中津警察署管内

(イ)調 査 戸 數

五九四〇

(ロ)新調を命じたるもの

一一

(ハ)再調製を命じたるもの

六七

(ニ)修理を命じたるもの

一八五

(ホ)覆蓋なきもの

四八五

河川其他へ投棄せるもの

二二

福島警察署管内

(イ) 七八五五 (ロ) 二〇四 (ハ) 三七六
 (ニ) 六二〇 (ホ) 一三二〇 (ヘ) 三八

昭和五年五月塵芥箱塗替を行ふ。各戸備付の塵芥箱は常に外観を損ね様コールドールを塗り一面保存耐久力を求むると共に、微菌の發生を防ぎ公衆衛生上缺く可からずとして塗替に注意し、悪商人の不当料金の請求ある者を歴へ次の通り領收書を發して申込に應じた。

◆箱の塗替	石油箱標準 一個に付	金 參 錢
◆箱の新調	石油箱標準 一個に付	金 參 拾 六 錢
◆蓋のみ	一個	金 六 錢

昭和五年八月更に次の實費塵芥塗替料金にて組合員の求めに應じた。

▲石油箱標準外側のみ壹個金三錢 ▲同内外共壹個金五錢 ▲石油箱以上大箱外だけ壹個金五錢 ▲同内外共壹個金八錢 ▲箱の新調、蓋附塗上げ金參拾五錢 ▲蓋の新調塗上げ金六錢

特に解り易く左の文を作り注意を促す。

「特別に願ひ致したいのはゴミ箱の備付でありまして、之は府令により必ず各戸一個づゝは備付て置かねばならぬ事は皆さん御承知の事と思ひます。所が未だ備付なき向が多少ある様に思ひます。又あつてもこわれていたり、或は蓋のないのをチョイ／＼見受けますが、之は公衆衛生上非常に危険で、附近住民が大變迷惑するのであります。是非塗替に廻ります迄に新調或は修繕等をせられん事を希望致します。場合にりましたら警察犯處罰令により處分せらるゝ事がありますから御注意下さい。」

昭和六年三月事業の一端としてゴミ箱を定期として春秋(四月、九月)の二回、無料塗替する事並に傳病發生の際は臨時とし、四月中を限りて第一回に着手した。尙最近本組合の名義を利用して塗替の上、料金を強要するものあり、此等に對し組合は何等關係なき事及間違の生ぜぬやう屢々注意す。更にゴミ箱入用者に對し壹箱金貳拾五錢(石油箱大、蓋付塗上げ)で頒つ。

其の成績の概要を觀るに

一 施行 日	昭和六年四月六日より同月二十七月まで拾七日間
一 施行 總 實 數	壹萬貳千百八拾六個(壹日平均七一七個弱)

- 一延 人員 百貳人（壹日六人づゝ十七日間活動）
- 一人當りの塗上個數 壹日約百貳拾個

第二回ゴミ箱塗成績

- 一期 間 昭和六年九月七日より十四日まで八日間
- 一取扱個數 總數大小込めて約壹萬貳千百個

昭和七年八月第四回ゴミ箱無料塗替を左の通り實施した。今回は特にゴミ箱の備付ない家があり且つ此際至急修繕を要する向もあり、傳染病流行の折柄とて特に媒介の蠅を驅除する意味から一般の努力を以て勵行した。

大 仁	九月七日、同八日	二日間
北 浦 江	同九日、十日	二日間
南 浦 江	十一、十二、十三日	三日間
海 老 江	十三、四、五、六日	四日間

第三回のゴミ箱無料塗替實施につき、昭和七年四月、着手前に注意書を配り、準備を求め豫告を行つた。

第三回施行成績（昭和七年度第一回、四月）

- 一、期 間 四月二十二日より五月七日まで十六日間
- 一、取 扱 個 數 總數約壹萬貳千五百個

昭和八年四月例年通り（同月二十五日着手、五月一日終了）無料塗替を勵行す。特にゴミ箱の備付を嚴にし、兎角流川、空地、下水會所等に塵を棄てる事を避けしめ、ゴミ箱新調壹個（石油箱大蓋付塗上げ）貳拾錢、蓋壹枚七錢の實費頒布の點又は組合名義を詐稱の塗替人が強制的に塗替の上不當の料金を請求する等の注意を印刷に附し、前日各組合員の許に通知を發した。

昭和八年六月上旬より、乳劑の無料配給と期を同じうして本年第二回目のゴミ箱無料塗替を行ふ。今日組合關係者と詐稱し料金を強要する者姿を消した觀あり。組合員もよく周知し、設備せぬ者甚だしく僅少である。

本年度第一回として、六月中十六日間を通じ、毎日人夫貳名宛活動を続け乳劑無料配給を行ふ。

汚泥船の使用

當組合は管内搬出汚泥處分に就いては戸數一萬五千、人口六萬餘を有し、大正十四年四月一日大大阪市に編入せられて以降急激の發展をなし人家稠密の結果、日々の作業である汚泥捨場に一大支障を來たし、所有者の諒解を求むる空地がなく偶々求め得ても附近住民の非衛生の聲により所有者から拒絶さる状態で如何にしても汚泥船の使用の必要が生じた譯である。然しこの設備費は求む可き財源なく、従つて市當局に求むるの外なしと昭和二年十一月二十日上申書を關市長宛、近森組合長より提出した。

これに對して焦眉の急務なる旨を力説して大阪市に交渉すること十數回、遂に其の諒解を得て昭和三年四月一日即ち昭和三年度より汚泥受船の配置を受くる事となり、本組合の一大痛腫作業上の暗礁である汚泥處理の解決を見るに至つた。即ち同後汚泥船八隻を左の通り配し、此花區櫻島方面に搬出處理する事となつた。

一、大仁新道筋北運河	貳	隻
一、北浦江金蘭女學校横瀧川	貳	隻
一、南浦江角一ゴム會社前越ヶ樋橋下流	貳	隻
一、海老江阪神國道筋運河	貳	隻

市保健部浚渫夫詰所常置す

大正十五年六月、當組合區域内市直轄の溝渠及道路面設置の大會所浚渫につき、詰人夫三名派遣方を大阪市保健部主腦者に對し交渉中の處、大阪市に於いては豫算の都合上容易に許諾を得ず、再三交渉の結果今日始めて、初期の目的を貫徹して認諾され、六月十三日より從業する事となつた。

右市より常時幹線下水道浚渫のため浚渫夫を派遣せらるゝと同時に、當組合事務所に大阪市溝渠北浚渫區第三支區浚渫夫詰所を置き、作業の監督従事員の任免權を組合に附與せられ、爾來之が監督の任に當り督勵を行つた。

街路空地の特別作業

昭和八年六月、街路空地掃除等特別作業を毎月施行する事とし、臨時人夫をも加ね役員との連絡を保ち活動した處、多大の好評を博し今後更に實地を踏査し徹底を期する事とした。

- ◎ 東海道線高架線下溝浚渫
- ◎ 空地、街路掃除
- ◎ 下水特別浚渫

傳染病の豫防撲滅に努む

本組合は設立の目的の一とする法定傳染病其他傳染病疾患の豫防撲滅のため、多大の努力を拂ひつゝ來

つた處で、平時と、發生時の場合を相通じて必要な施設と適宜の方法を講じつゝある。左に各病名別に取扱つた一斑を掲ぐ。

ペスト捕鼠方勵行

昨大正十四年本區域が市域に編入を機會に、ペスト豫防の目的で捕鼠買収を開始の處、別記横濱市にペスト患者四名發生と尙有菌鼠三頭を發見し、其の病性極めて猛烈にして益々蔓延流行の兆候あり、その豫防上講演會を開くと共に一層注意を拂ひ、捕鼠器を設備して一般に奨勵する事とした。尙印刷物として豫防の要項を周知せしむ、殊に上海及青島に其の發生狀況は頗る猖獗を極め益々蔓延流行し遂に大阪市港區三條通りに保菌者一名を發見す。

昭和四年五月、昨年捕鼠買収を中止して以來、死鼠を漁川、空地、道路等に投棄する者多く、爲に不潔

とベスト菌媒介上の危険を想ひ、此際各巡查派出所に捕鼠投入箱を設置し、各組合員に注意書を配り此點を周知せしむる處があつた。

◇
昭和五年一月、大阪市港區九條通三丁目にベスト有菌鼠が発生し、此際豫防撲滅を期するため一月十三日より當分の間捕獲した鼠は一頭金三錢で買収する事となり、最寄巡查派出所へ持参するやう告知をなす。

右に就き大阪市長より十三橋、大和田、柴島、今福、阿部野、住吉及平野の各警察署管内を除き買収する旨を同じく告示した。

赤痢の豫防宣傳

昭和六年七月、區内に赤痢患者發生するに鑑み組合員の注意を喚起するため『其の症狀』其の豫防方法を印刷し區内に配布す。

チブス豫防注射勵行

腸チブス流行の兆があり、昭和六年秋は殊に大阪地方に於て陸軍特別大演習が舉行せられ畏くも大本營を置かせらるゝので、町の淨化と傳染病の流行を極力豫防する上から所轄警察署及西淀川區衛生組合聯合會合同主催にて、左の通りチブス豫防注射無料施行を實施した。

場	日	時	所
		第一回	九月廿六日
		第二回	十月三日
場	日	時	所
		第一回	九月廿七日
		第二回	十月四日
場	日	時	所
		第一回	九月廿八日
		第二回	十月五日
場	日	時	所
		第一回	九月廿九日
		第二回	十月六日

当日は役員總出の活動で、連日正午より午後五時まで活躍す。

チブス豫防注射施行人員 (昭和七年度)

月 日	施行場	男子	女子	子供	總計
九月二十六日(第一回)	第三學校	一五〇	三六四	九九	六一三
十月三日(第二回)	同	六九	一七一	四八	二八八
九月二十七日(第一回)	第一小學校	一六二	二二六	四一五	七九三
十月四日(第二回)	同	一〇〇	一三九	二二八	四五七
九月二十八日(第一回)	第四學校	一六〇	三三〇	三五四	八三四
十月五日(第二回)	同	六九	一三七	一四五	三五一
九月二十九日(第一回)	杉田女學校	一四〇	一五〇	九〇	三八〇
十月六日(第二回)	同	八〇	八四	四九	二一三

總計 第一回分二六〇名 第二回分一三〇九名

昭和八年七月、三ヶ月に亘りチブス疫痢豫防内服薬ピリワクテンを實費(一人分五十五錢)頒布する事とし、揭示と共に事務所に於て受付をす。

昭和六年七月、當区内で腸窒扶斯患者の發生から一般組合員に對し『其の症狀』其の一般豫防法』を詳細に印刷に附し、全組合員に配布す。

チブス豫防注射人員 (昭和七年九月施行)

區 域	第一回	第二回	計
大 仁	三八〇人	二二三人	五九三人
北 浦 江	八三四人	三五一人	一、一八五人
南 浦 江	七九三人	四五七人	一、二五〇人
海 老 江	六一三日	二八八人	九〇一人
計	二、六二〇人	一、三〇九人	三、九二九人

ヂフテリア患者發生す

昭和六年七月、傳染病流行の折柄、區内にヂフテリア患者の發生から當組合では警察署と共に看過出來ずと相提携し其の症狀『其の一般豫防法』を詳細記載したるものを配布し、豫防に努むる處があつた。

コレラの蔓延防止

大正十五年七月、上海地方にコレラ病發生し益々蔓延流行の兆候あり、交通其他の關係から大阪市の如き商工業の中心地に何時該病毒を移齎するやも計り難く寔に憂慮に堪はずとあつて、特に同地方は勿論海外よりの旅行者歸來者竝に水上生活者及是等と關係ある者に對する健康状態を留意し、豫防上萬遺策のないやうにと夫々に役員を通じて注意を發した。

特に豫防の要項を印刷に附して配付す。



昭和二年六月上旬來上海にコレラ病流行し日を経るに従ひ、漸次増發の傾向を示し、八月一日横濱入港の英船乗組員に患者を發し、該流行地と密接の關係ある大阪市としては斷じて樂觀を許さない。特に此際極力豫防警戒に努力すべく、役員之が對策を協議し、先づ印刷物ポスター、チラシ其他により注意を喚び當局と屢々交渉を重ねる處があつた。

發生時に豫防宣傳に努む

『かゝるな隠すな傳染病』突如として昭和四年夏、コレラが大阪市に來襲し、一段と組合員に自衛的衛生を堯望する上から所轄警察署と提携し、印刷物を相次いで配り、蠅の驅除勵行、豫防注射の嚴行、區内新淀川及中津運河、聖天川の河水使用を停止し次の諸事項に就き嚴禁方注意を促進す。

- 一、水泳をなす事
- 一、魚漁をなす事
- 一、河水にて撒水なす事
- 一、洗濯をなす事
- 一、飲食物及手足を洗ふ事

豫防注射劑を渡す

コレラ豫防に關する諸豫防注意事項を掲げて所轄署、大阪市保健部と相携へ活動を續けると共に斷然、豫防注射を嚴行する事として、第一回、第二回の注射を行ひ夫々注射濟章を渡し好成績を示した。



昭和四年九月、當組合は福島警察署と共に第二回コレラ豫防注射を施行し、第一回豫防注射章を持參して初日(九月二日)には管内榮橋より北大阪線に至る聖天通り南側以南、第二日(九月三日)には榮橋より北大阪線に至る聖天通り北側以北を區切り、何れも鷺洲第一小學校で正午より午後五時までと限り、別表の如き好成績を擧げて終了した。同じく九月四日は海老江(阪神本線南部を除く)一、二、三丁目、新町、九月五日には海老江中一、二、三丁目、阪神電車以南(下一丁目一部)、九月六日には海老江上一、二、三丁目即ち北大阪線以西の組合内居住者に鷺洲第三小學校で施行した。更に中津警察署との間には、九月四日の初日に大仁新道東側以東、阪神北大阪線北側以北及び浦江北一丁目、九月五日の第二日には大仁新道西側以西、阪神北大阪線南側以南及び浦江北二、三、四、五丁目内居住者と定め第二、第四小學校で行ひ繁忙を極めた。續いて九月七日には第五小學校にて、九月十一日は第二、第四、第三小學校にて、十二

日は阪神國道東側以東を第三小學校に於て、九月十三日に第五小學校にて午後一時より午後五時まで施行す。

私設市場

第一回	八月二十二日	三三〇名
第二回	八月二十八日	四一三名
計		七四三名
		内一回六八名あり

市防疫課施行の分(患者發生地)

第一回	八月二十六日	一、一四六名
第二回	九月二日	一、〇七三名
計		二、二一九名
	南浦江残り及海老江壹部	
第一回	八月二十六日	一〇、〇五一
	八月二十七日	
	八月二十八日	
		浦江南二丁目川上町